

愛莊町教育大綱

第3期教育振興基本計画



作品名「猫に埋まる私」

令和7年（2025年）6月

愛 莊 町

愛莊町教育委員会

= 目次 =

第1章 愛荘町教育大綱

1. 大綱の位置づけ	5
2. 法的根拠	5
◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律	
◇教育基本法	
3. 計画策定に当たり主な現状と課題	6
(1) 少子化・高齢化・人口減少への対応	
(2) 超スマート社会 (Society5.0) の到来	7
(3) 地域コミュニティの活力低下への対応	
(4) 人生100年時代を見据えたライフステージへの対応	
(5) グローバル化の進展	8
(6) 一人一人の人権が尊重される社会の実現	
(7) 未来を担うこどもを取り巻く環境の変化への対応	9
(8) 主体的・対話的で深い学びへの転換	
(9) ICTの活用などによる学力向上への取組	10
(10) 生徒指導の転換といじめの防止・早期解決に向けた対応	
(11) 不登校児童・生徒への支援	11
(12) こどもの貧困問題やヤングケアラーへの対応	
4. 大綱の期間	12
(1) 計画期間	
(2) 総合計画との位置づけ	
■文部科学省（第4期教育振興基本計画）の概略	13
■滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）の概略	15
5. 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた施策の推進	17
6. 大綱の構成	18
(1) 基本方針	
(2) 教育の視点	19
7. 教育の方向性	20
1 夢・こころざし・生きる力を育む	
2 地域で支え合い つながりとやすらぎで豊かな人生を育む	
3 人生100年 かがやき にぎわいのある学び	

(1) 教育の目標	21
目標1 【学校・園】確かな学びと自律を育む教育の充実	
【地域社会】自己の強みや個性を社会に活かす創造性や協働の力を育む	
目標2 【学校・園】豊かな心と健やかな体の育成	
目標3 共生社会の形成	
目標4 安全・安心な教育環境・地域環境の充実	
目標5 魅力と活力ある学校・園と地域づくり	
目標6 家庭・地域社会の教育力の向上	
目標7 生涯学習2.Oアクションプランの積極的推進	
目標8 まちじゅう読書の推進	
目標9 歴史文化の継承と芸術文化の振興	
(2) 目標達成に向けた重点的に取り組むべき施策	22
未来を拓く愛荘16年教育の体系図	25

第2章 愛荘町教育振興基本計画

第3期教育振興基本計画策定にあたって	26
1. 基本理念	27
1) 地域教育課題の改善の視点	
第3期愛荘町教育振興基本計画策定に向けての留意点	
2. 社会の急激な変化による地域や学校・園の実態や人々の様子を踏まえ 町としての目指すべき方向	29
1) こどもの主体性・協働の力の育成	
2) 地域・団体の自主性や課題問題解決能力を高めるための個人や集団の 育成	
方向性1 夢・こころざし・生きる力を育む	
目標1	
【学校・園】	
確かな学びと自律を育む教育の充実	30
1) 今日の社会情勢やこどもたちの実態に沿った学校・園の教育方法およ びシステム改革	
2) 未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた中学校期からの 「探究」の充実とカリキュラム・マネジメントの実現	
3) ICTの更なる活用と学習支援の強化	
4) 教職員の力量およびチーム力の向上	
5) 幼稚園・保育園の教育・保育の充実	
6) こどもの学びに還元される教職員の働き方改革	
【地域社会】	
自己の強みや個性を社会に活かす創造性や協働の力を育む	36
1) 地域づくり、団体づくりの再構築による「人づくり」	

2) 教育・福祉が機能するローカル・コミュニティおよびテーマコミュニティの協同・促進

3) コミュニケーションスキルの向上

4) 自己が得た有形無形の学びの継承

目標2 豊かな心と健やかな体の育成 ・・・・・・・・・・・・ 37

【学校・園】

1) 0歳からの教育の一貫性

2) 日々の生活下にある人権課題解決に向けた人権教育の推進

3) 体力の向上と運動習慣の確立ならびにメディアコントロール

4) 持続可能な中学校部活動の地域連携を含めた運営のあり方の検討と実施

5) 健康教育ならびに食育に関する研究・実践の推進

【地域社会】

1) 町民（若者含む）のシビックプライドの醸成

2) 地域や家族のにぎわいと活力

3) 日々の健康や心身の安定、心地良い家庭・地域の居場所づくり

目標3 共生社会の形成 ・・・・・・・・・・・・ 41

【学校・園】

1) 特別支援教育の推進

2) 体験活動を重視した活動の推進とキャリア教育の推進

3) 外国籍のこどもたちへの学習・生活支援

【地域社会】

1) 地域社会の特別支援教育

2) 保護者・家族が語る、魅せるキャリア教育の充実

3) 「お互いさま（共助）」の地域づくり

方向性2 地域で支え合い つながりとやすらぎで豊かな人生を育む

目標4 安全・安心な教育環境・地域環境の充実 ・・・・・・・・ 45

【学校・園】

1) いじめ防止対策の徹底と日々の生活を問い合わせる習慣の定着

2) 不登校のこどもへのきめ細かな支援の充実

3) 安全で快適な教育施設の整備

4) 学校危機管理・安全対策の充実

5) 家庭の人的環境・経済状況への対応

【地域社会】

1) 安全・安心な地域づくり

目標5 魅力と活力ある学校・園と地域づくり ・・・・・・・・ 47

【学校・園】

1) この仲間と、この地域にある学校で学べて良かったと思える学校・園づくり

2) 教職員の資質・能力の向上

【学校・園・地域社会】

- 1) 規範意識の醸成
2) コミュニティ・スクール（学校・園運営協議会）の積極的推進

目標6 家庭・地域社会の教育力の向上 ······ 49

【地域社会】

- 1) 地域学校協働活動の推進
2) 今後愛荘町で必要とされる様々な取組やシステムの構築
3) 生きづらさを感じる子どもたちや大人の居場所づくり
4) 地域活性化の推進
5) こども育成会激減の課題解決

方向性3 人生100年 かがやき にぎわいのある学び

目標7 生涯学習2.0アクションプランの積極的推進 ······ 51

- 1) 生涯学習体系の充実
2) みんなの活動がつながるまちづくり

目標8 まちじゅう読書の推進 ······ 52

【学校・園・社会】

- 1) まちじゅう読書の宣言の具現化と図書館機能の充実およびネットワークの充実
2) こども読書活動の推進・学校図書館の活性化
3) 地域および団体・企業等の読書活動の推進

目標9 歴史・文化の継承と芸術文化の振興 ······ 54

【学校・園・社会】

- 1) 歴史や文化の継承
2) 文化財の保存と活用
3) 芸術・文化活動の振興

3章 愛荘町教育行政事務の点検および評価

1. 趣旨 ······ 55
2. 法令根拠
3. 実施内容

資料

- 愛荘町総合教育会議設置要綱 ······ 56
○愛荘町総合教育会議構成員名簿 ······ 58
○愛荘町教育振興基本計画策定委員会設置要綱 ······ 59
○愛荘町教育振興基本計画策定委員会委員名簿 ······ 61
二用語解説・定義二 ······ 62
○表紙説明二 ······ 68

第1章 愛荘町教育大綱

1. 大綱の位置づけ

平成 27 (2015) 年 4 月に「^{*}地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下、「地教行法」という。) が一部改正され、地教行法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、町長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針(国の教育振興基本計画)を参^{さんしゅく}酌した上で、愛荘町の実情に応じ、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

この大綱は、教育行政に関する町民の意向をより一層反映させるため、地教行法第 1 条の 4 第 1 項に定める「総合教育会議」において、町長と教育委員会とが協議・調整をしたうえで策定しているものです。

このようなことから令和 3 年 (2021 年) 2 月に第 1 期愛荘町教育大綱を改定し、愛荘町の教育行政の方向性や目標を明確にいたしましたが、今回計画期間が満了を迎えるにあたり、現状の課題や今後の方向性を議論し改定を行いました。

2. 法的根拠

(法律上の位置づけ)

	教育大綱	教育基本計画
根拠 法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 [*]	教育基本法
策定 主体	地方公共団体の長 *総合教育会議において要協議	地方公共団体
策定 方法	国の「教育振興基本計画」を参 ^{さんしゅく} 酌し、その地域の実情に応じ策定	
範囲	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 *必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 *努力義務

^{*}地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(基本理念)

第 1 条の 2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法の趣旨にのっとり、教育の機会均等^{*}、教育水準の維持向上^{*}及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行わなければならない。

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

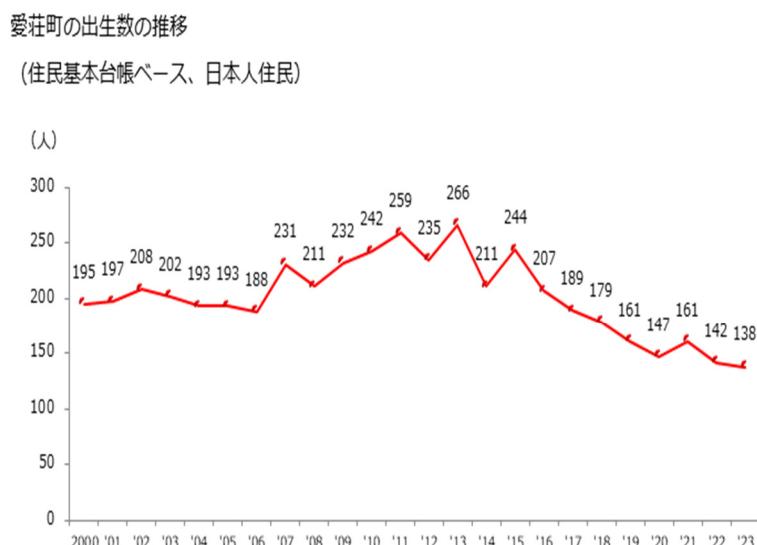
2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3. 計画策定に当たり主な現状と課題

(1) 少子化・高齢化・人口減少への対応

もっとも新しい「将来推計人口(2023年12月公表)」によると、愛荘町の人口は今後2020年から2050年までには7.8%減少し、約19,300人となる見込み。この場合2050年の平均年齢は、2020年の43.8歳から16.2歳上昇し、60.0歳となる見込みです。

人口減少・超高齢社会においては、地域の活力低下などが懸念されます。が、持続可能なまちを維持していくには、生涯にわたって住民が主体的に学び協働する機会を創出するなど、まちの原動力となる「ひとづくり」を進め協働のまちづくりの推進に努めます。



※1月1日から12月31日までの外国人を除く日本人住民の出生数。

※市区町村の場合は2024年1月1日時点の市区町村境界。

© jp.gdfreak.com

(2) ^{*}超スマート社会 (Society (ソサイエティ) 5.0) の到来

^{*} IoT (アイ-ティ-) やビッグデータ、^{*} AI (エイ-アイ) などをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (^{*}Society5.0) が到来しつつあります。^{*} AIの発展によって近い将来多くの職種がコンピューターに代替されるとの指摘がある時代だからこそ、「人と人」と「人と地域」が協働し、人ならではの感性や創造性を發揮しつつ、新しい価値を創造する力を育成することが一層重要になっています。

こうしたことから、技術革新が進む中で、「人生 100 年時代」を豊かに生きるために生涯にわたる学習や能力向上が必要であり、客観的な根拠に基づいた施策展開に努めます。

(3) ^{*}地域コミュニティの活力低下への対応

地域コミュニティは、住民の誰もが住みなれた地域で、互いに支え合いながら暮らし続けることができる共生社会の形成やまちの賑わいの創出、更には、災害時における協力・連携など大きく地域力に関係しています。

しかしながら、住民基本台帳による世帯数を基礎に、自治会を通じて文書配付する世帯数を「自治会に加入している世帯」とみなすと、令和 2 (2020) 年の 75.83%から令和 7 (2025) 年 73.47%と、その率は低下しています。

今後も若い世代から高齢者まで地域コミュニティを支える多様な担い手の育成・確保を図るため、地域住民が主体となって、生涯に行うあらゆる学習 (学校教育・社会教育・文化活動・スポーツ活動など) の機会を通じ、互いに学び合い地域課題の解決をめざして行政や企業など様々な団体と協働で取り組むことが、地域の活性化につながり、地域コミュニティの再生を実現することとなります。

これまでの学習で身につけた知識や技能・経験を地域社会での活動に生かし、新しい地域コミュニティづくりに向けた生涯学習の振興を図ります。

(4) 人生 100 年時代を見据えたライフステージへの対応

就業構造や家族形態の変化などにより、個人の価値観・^{*} ライフスタイルの多様化が進んでいます。また、国の平均寿命は、令和 2 (2020) 年の男性 81.56 歳、女性 87.71 歳と過去最高を記録しました。平成 2 (1990) 年は、男性 75.92 歳、女性 81.90 歳と、それぞれ 5.6 歳以上平均寿命が伸びています。医療分野で技術革新が進んでいくことに加えて、健康意識の高まりも影響していると考えられ、これからも長寿命化が進むと予測されます。人生 100 年時代は決して大げさではなく、視野に入ってきてています。

このため、多様な人たちが違いを認め合う関係を築きながら、住民一人一人がその価

値観や^{*}ライフスタイルに応じて、心身共に健康で、生涯にわたり、^{*}ワークライフバランスを図りつつ、仕事や地域活動など様々な場面で活躍できる環境づくりをめざしていく必要があります。こうしたことを踏まえ、生きがいや心の充足感をもたらす文化の振興や、気軽に楽しめるスポーツの振興、多様に学ぶことができ、学び直すことのできる環境づくりに取り組みます。

(5) ^{*}グローバル化の進展

あらゆる場所や機会で^{*}グローバル（地球規模・世界規模）化は加速し、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、^{*}貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大しています。こうした問題を解決するため、国際連合が掲げた「持続可能な開発目標（SDGs（エデ イジ -ズ））」のうち、教育の役割に注目し、日本が抱える社会問題や地球規模の問題を自ら発見し、解決できる能力を有した^{*}グローバルに活躍する人材の育成が重要です。また、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう、国内外の様々な場において、自分の意見を述べ、他者と交流し、共生していくために必要なコミュニケーション能力などを育成していくことが必要です。

本町においては、^{*}外国語指導助手（ALT）を配置し、英語の4技能（聞くこと・読むこと・話すこと・書くこと）のバランスのとれた授業改善を進めてきました。また、外国籍の子どもなどに対しては、母国語、母国文化を大切にしながら、日本語および教科の学習支援や通訳・翻訳支援を行ってきました。令和7年3月に改訂された、滋賀県多文化共生推進プラン（第3次改訂版）の趣旨に基づき、取り組みを進めます。

(6) 一人ひとりの人権が尊重される社会の実現

国において、人権3法といわれる「^{*}障害者差別解消法」、「^{*}ヘイトスピーチ解消法」、「^{*}部落差別解消推進法」が平成28（2016）年に、施行されました。あらゆる差別や偏見に基づく行為は、他人の人権を傷つけるものであり、決して許されないものです。一人ひとりが、あらゆる人権問題を理解することにより、差別のない社会、人権が尊重される社会の実現をめざしています。

本町では、「人権尊重のまちづくり宣言」や「人権尊重のまちづくり条例」を具現化するため、「人権尊重のまちづくり推進基本計画」に基づき、あらゆる差別の解消や人権擁護、人権意識の高揚に向けた取り組みが必要です。愛荘町人権教育推進協議会や各自治会における人権教育推進員の活動支援に努め、人権研修や講座、啓発資材の配付など、あらゆる機会をとらえて一人ひとりの人権が尊重される地域社会めざして人権教育・啓発の充実に努めています。

(7) 未来を担うこどもを取り巻く環境の変化への対応

急速な技術革新やグローバル化の進展など、社会経済環境が大きく変化しており、未来を担うこどもには、こうした変化に対応していくことのできる知識や能力が求められています。また、いじめや不登校なども喫緊の課題となっており、個々に応じた対応が求められています。さらに、核家族化や共働き世帯の増加、地域との関わりの希薄化など、こどもや子育て家庭をめぐる環境が変化する中、虐待や貧困の問題など社会的支援の必要性の高いこどもが増加傾向にあります。

このため、本町では、家庭や地域と学校が連携・協働しながら、確かな学力を育む教育の充実や、いじめや不登校などへの対応体制の整備に取り組むとともに、こどもの発達段階に応じた切れ目のない支援や、社会的支援の必要性の高いこどもや、その家族の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでいきます。

(8) 主体的・対話的で深い学びへの転換



愛荘町令和2(2020)年度に、中学校では令和3(2021)年度から新学習指導要領が全面実施されました。新学習指導要領では、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではなく、「学び」そのものが、「アクティブ」で意味あるものとなっているかという視点から授業をよりよくしていくために「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。

令和6(2024)年度全国学力・学習状況調査では、小・中学校の国語、数学(算数)において、本町の平均正答率が全国平均を下回る結果となりました。

そこで、「確かな学力(基礎的読解力など)」と「読み解く力」の育成をめざし、「わかる」、「できる」喜びを実感できる環境づくりを行い、「^{*}学欲」を育む学習活動、「^{*}キャリア教育」を実践します。

(9) ^{*}ICTの定着と新たな課題への対応

GIGAスクール構想によって1人1台端末が整備され、ICTを基盤とした新しい学びのかたちが広がりました。令和6年度全国学力・学習状況調査では、全国の約9割の小中学校で週3回以上端末が活用されている結果が出ており、当町でもICT活用の日常化が進んでいます。1人1台端末環境下で積み上げてきた実践や仕組みを今後に活かし、さらなる学びの質の向上に繋げるために、同環境を引き続き維持する必要があります。

また、ICTの定着によって、単に「端末を使用する」フェーズから、児童生徒の情報活用能力の育成、教員のICT活用指導力の向上、校務DXの推進、教育データの利活用といった「端末をどう活用するか」の課題が生まれており、これらの課題解決を図るために取り組みを進めます。



(10) ^{*}生徒指導の転換といじめの防止・早期解決に向けた対応

令和4(2022)年12月に生徒指導提要が改訂され、特定の児童生徒に焦点化した事後指導中心の生徒指導から、「子ども支援」の視点に立ち、日常の教育活動を通じてすべての児童生徒の「成長発達を支える」生徒指導(発達支持的生徒指導)への転換が求められています。

いじめについては、国において平成29(2017)年3月に「いじめの防止等のための基本的な方針」が改訂され、いじめの定義の明確化や学校基本方針に基づく対応の徹底、組織的な対応の必要性のほか、^{*}SC(スクールカウンセラー)や^{*}SSW(スクールリーシャルワーカー)などの専門家や警察などと連携し、解消に至るまでの被害者への支援継続の徹底などの対応が示されました。加えて令和6(2024)年8月には、^{*}いじめの重大事態への対応や調査の方針を示した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も改訂され、被害の重大化を防ぐための日常の備えと初期対応の重要性が指摘されています。

本町においても「愛荘町いじめ防止基本方針」に基づき、各種団体や機関、東近江警察署などで構成される「愛荘町いじめ対策本部会議」や、重大事態が発生したときのために、臨床心理士などの専門的知識を有する者や弁護士などで組織する「愛荘町いじめ

問題調査委員会」を設置しています。また、本部会議との円滑な連携の下に、学校・園におけるいじめ防止などの対策を実効的に行うため「愛荘町いじめ未然防止等対策協議会」を設置しています。こうした関係機関と連携・協働し着実に対応していく取り組みを進めます。

(11) ^{*}不登校児童・生徒への支援

^{*}不登校児童・生徒への支援については、社会的自立に向けた様々な取組がおこなわれていますが、^{*}不登校児童・生徒数は高い水準で推移しており、^{きつkin}喫緊の課題となっています。平成28(2016)年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、「教育機会確保法」という。)が公布され、平成29(2017)年3月には、教育機会確保法に基づく基本的な指針が策定されました。

こうしたことを受け、本町においても児童・生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、教育支援ルームを設置し、教育相談や学習支援に取り組んでいます。

引き続き、教育機会確保法に掲げる基本理念を実現するため、登校しやすい学校づくりを進めるとともに、個々の児童・生徒の状況に応じて、^{*}ICTを活用した相談や学習など多様な支援に取り組みます。

(12) ^{*}子どもの貧困問題やヤングケアラーへの対応

子どもの貧困が社会問題となる中、令和元(2019)年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下、「子どもの貧困対策法」という。)が改正され、新たな「^{*}子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。^{*}貧困の背景には様々な社会的要因があることを踏まえつつ、子どもの利益が優先考慮されるとともに、すべての子どもの現在および将来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、^{*}子ども一人一人が心身共に健やかに成長でき、夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することが求められています。

本町においては、令和5年12月に閣議決定された「^{*}こども大綱」に基づき、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」を含め、こどもに関する計画を令和7年3月に一体的に取りまとめ、令和7(2025)年度に策定した「愛荘こども計画」の中で、子どもの貧困対策について改めて位置づけました。経済的な負担軽減や学習支援、相談支援などの施策を推進するとともに、教育と福祉の連携、地域や関係機関などとの連携により、支援を必要とする家庭をより早期に把握し、適切な支援につなげていくよう取り組みを進めます。

4. 大綱の期間

大綱の期間は、^{*}愛荘町総合計画の期間に鑑み、5年間とします。なお、国の動向、社会・教育情勢の変化に伴い、必要に応じて見直す場合があります。

(1) 計画期間

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度 5年間

(2) 総合計画との位置づけ

愛荘町教育大綱は、教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

大綱の策定にあたっては、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の「教育振興基本計画」（令和5（2023）年～令和9（2027）年）を参照するとともに、本町の最上位計画である「第2次愛荘町総合計画」に掲げられた基本方針や基本計画との整合を図りながら策定しました。

第2次愛荘町総合計画は、^{*}愛荘町みらい創生戦略に掲げる重点施策を反映、継承することとし、将来における愛荘町のあるべき姿・めざす将来像を描き、あわせて、これから的新しい時代に即応する行政運営の指針を示し、町民との協働によるまちづくりと計画的な施策の推進を図ることを目的に、令和5（2023）年に策定された、第2次愛荘町総合計画の後期基本計画との整合を図りながら策定しました。

（計画の体系）

国の第4期教育振興基本計画

第2次愛荘町総合計画後期基本計画

参
照

整
合

愛荘町教育大綱・教育振興基本計画

各分野における個別計画

■文部科学省（第4期教育振興基本計画）の概略

教育振興基本計画は、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画です。令和5年（2023）年6月16日付で、第4期の教育振興基本計画（R5年度）が閣議決定されました。その概略は以下のとおりです。

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ・対話・将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展
- ・社会課題の解決を、経済成長と結び付けてイノベーションにつなげる取組や、一人一人の生産性向上等による、活力ある社会の実現に向けて「人への投資」が必要
- ・Society5.0で活躍する、主体性、リーダーシップ、創造力、課題発見・解決力、論理的思考力、表現力、チームワークなどを備えた人材の育成

日本社会に根差したウェルビーイング（※）の向上

- ・多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるための教育の在り方
- ・幸福感、学校や地域でのつながり、利他性、協働性、自尊感情、自己実現等が含まれ、協調的幸福と獲得的幸福のバランスを重視
- ・日本発の調和と協調（Balance and Harmony）に基づくウェルビーイングを発信

2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育DXの推進
- ⑤計画の実効性確保のための基盤整備

★今後5年間の教育政策の目標と基本施策

1. 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成
 - 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
 - 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施
 - 幼児教育の質の向上 ○高等学校教育改革 ○大学入学者選抜改革
 - 学修者本位の教育の推進 ○文理横断・文理融合教育の推進
 - キャリア教育・職業教育の推進 ○学校段階間・学校と社会の接続の推進

2. 豊かな心の育成

- 道徳教育の推進 ○発達支持的生徒指導の推進 ○いじめ等への対応、人権教育
- 児童生徒の自殺対策の推進 ○体験・交流活動の充実 ○読書活動の充実
- 伝統や文化等に関する教育の推進 ○文化芸術による子どもの豊かな心の推進

3. 健やかな体の育成、 スポーツを通じた豊かな 心身の育成

- 学校保健、学校給食・食育の充実 ○生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化
- 運動部活動改革の推進と身近な地域における子どものスポーツ環境の整備充実
- アスリートの発掘・育成支援

4. グローバル社会における人材育成

- 日本人学生・生徒の海外留学の推進 ○外国人留学生の受入れの推進
- 高等学校・高等専門学校・大学等の国際化 ○外国語教育の充実

5. イノベーションを担う人材育成

- 探究・STEAM 教育の充実 ○大学院教育改革 ○高等専門学校の高度化
- 理工系分野をはじめとした人材育成および女性の活躍推進
- 起業家教育（アントレプレナーシップ教育）の推進 ○大学の共創拠点化

6. 主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成

- 子どもの意見表明 ○主権者教育の推進 ○消費者教育の推進
- 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進 ○男女共同参画の推進
- 環境教育の推進 ○災害復興教育の推進

7. 多様な教育ニーズへの 対応と社会的包摂

- 特別支援教育の推進 ○不登校児童生徒への支援の推進
- ヤングケアラーの支援 ○子どもの貧困対策
- 海外で学ぶ日本人・日本で学ぶ外国人等への教育の推進
- 特異な才能のある児童生徒に対する指導・支援 ○大学等における学生支援
- 夜間中学の設置・充実 ○高校定時制・通信制課程の質の確保・向上
- 高等専修学校の教育の推進 ○日本語教育の充実 ○障がい者の生涯学習の推進

8. 生涯学び、活躍できる 環境整備

- 大学等と産業界の連携等によるリカレント教育の充実
- 働きながら学べる環境整備 ○リカレント教育のための経済支援・情報提供
- 現代的・社会的課題に対応した学習 ○女性活躍に向けたリカレント教育の推進
- 高齢者の生涯学習の推進 ○リカレント教育の成果の適切な評価・活用
- 生涯を通じた文化芸術活動の推進

9. 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- 家庭教育支援の充実
- 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備
- 10. 地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進
 - 社会教育施設の機能強化 ○社会教育人材の養成・活躍機会拡充
 - 地域課題の解決に向けた関係施設・施策との連携
- 11. 教育DXの推進・デジタル人材の育成
 - 1人1台端末の活用 ○児童生徒の情報活用能力の育成 ○教師の指導力向上
 - 校務DXの推進 ○教育データの標準化 ○教育データ分析・利活用
 - デジタル人材育成の推進（高等教育） ○社会教育分野のデジタル活用推進
- 12. 指導体制・ICT環境の整備、教育研究基盤の強化
 - 学校における働き方改革、処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進
 - 教師の養成・採用・研修の一体的改革 ○ICT環境の充実 ○地方教育行政の充実
 - 教育研究の質向上に向けた基盤の確立（高等教育段階）
- 13. 経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保
 - 教育費負担の軽減に向けた経済的支援
 - へき地や過疎地域等における学びの支援 ○災害時における学びの支援
- 14. NPO・企業・地域団体等との連携・協働
 - NPOとの連携 ○企業との連携 ○スポーツ・文化芸術団体との連携
 - 医療・保健機関との連携 ○福祉機関との連携 ○警察・司法との連携
 - 関係省庁との連携
- 15. 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保
 - 学校施設の整備 ○学校における教材等の充実
 - 私立学校の教育研究基盤の整備 ○文教施設の官民連携 ○学校安全の推進

■滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）の概略

県は、令和5（2023）年4月から5年間の教育方針と教育施策の体系を示す「滋賀の教育大綱（第4期滋賀県教育振興基本計画）」を策定されました。その概略は以下のとおりです。

全体的な方向性

（1）すべての人が愛情をもって取り組む教育

社会のすべての人々が、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切にし、相手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。

(2) 学習者が主体の教育

一人ひとりの学習者を学習の主役と位置付け、それぞれが主体的に学び、成長する過程を支援します。

(3) 滋賀に学ぶ教育

自然・歴史・文化などの「滋賀の恵み」、地域社会や企業等の力、先人が培った「近江の心」に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育みます。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊かさを未来へ受け継いでいきます。

柱Ⅰ 夢と生きる力を育む

【目指す方向性】 知・徳・体の育成をはじめ、時代の変化に対応できる資質を育成することで、学ぶ力を向上し、「夢と生きる力」を育みます。また、体験活動や部活動など、子どもたちの多様な学びの機会をつくります。

【展開する施策】

(1) 知・徳・体を育む

①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成

(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む

①社会参画・社会貢献意識の育成 ②情報化に対応する力の育成

(3) 多様な学びの機会をつくる

①滋賀に学ぶ体験活動等の推進 ②部活動への支援

柱Ⅱ 学びの基盤を支える

【目指す方向性】 学校教育の基盤である教職員を支え、資質能力の向上を支援します。また、子どもたちが安心して快適に学べる環境づくりや、糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」の考えに基づいた社会的包摂など多様な教育ニーズへの対応、成長過程の学びを円滑につなげる取組など、子どもを真ん中に置き、学びの基盤を切れ目なく支えます。

【展開する施策】

(1) 教職員を支え、教育力を高める

①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校づくりの推進

②教職員の資質能力の向上

(2) 安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる

①子どもの心理的安全性の確保 ②学校安全の推進 ③教育DXの推進

④学校施設の教育環境の整備

(3) 多様な教育ニーズに対応する

①特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進

②魅力ある県立高等学校づくりの推進 ③私学教育の振興

(4) 学びを円滑につなげる

- ①就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続
- ②大学、県立高等専門学校等の高等教育機関との連携や接続

柱Ⅲ みんなで学びに関わる

【目指す方向性】 子どもや学校だけでなく、家庭や地域、企業・NPOなど、社会のみんなが生涯のあらゆる場面で学び、学びでつながり、学びの機会を支えていきます。

【展開する施策】

(1)生涯を通じた学びを推進する

- ①生涯学習の振興 ②読書活動の推進 ③図書館を生かしたまちづくりの推進

(2)地域社会で学びをつなげる

- ①地域と共に取り組む学びの推進 ②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進
- ③家庭と共に取り組む学びの推進

(3)困難な環境等にある人の学びを支える

- ①学校や家庭での学びの支援 ②多様な学びの機会や居場所の確保

5. 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた施策の推進

* SDGs (エスディイージーズ) =持続可能な開発目標とは、「Sustainable Development Goals (サステナブル デベロップメント ゴールズ)」の略となります。平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択され「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓っています。経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組を定めたものです。

* SDGs が掲げる「質の高い教育をみんなに」をゴールに「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、本町の教育方針である「人が輝き 人が育つ 未来を拓く 愛荘の教育」の具現化に向けて、着実な達成をめざします。



6. 大綱の構成

大綱は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間に、愛荘町で推進する教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の基本方針、^{*}愛荘町総合計画に準じた5つの教育の視点、3つの教育の方向性と9つの目標で構成します。

（1）基本方針

総合計画では、町の将来像「心ふれ愛・笑顔いっぱいの元気なまち」の実現に向け、人々が集い、交流し、まちの魅力を高め、理想的な住まいとして人とまちが成長し、みんなが誇れる住みよいまちづくりを進めるため、私たちがめざす“10年後のまちの姿”を「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」と定めました。

そのまちの姿から「輝く」と「みらい」を引用し、教育の基本方針を端的に表す言葉として次のように定めます。

二人が輝き 人が育つ 未来を拓く 愛荘の教育ニ

ここでいう「人」とは世代、性別、国籍などの違いを越えて文字どおり町内に居住・勤務・通学するすべての人を指しています。「人が輝き」とは、愛荘町に集う人々が、それぞれの個性・持ち味・強み・可能性・良さなどを発揮し、いきいきと活動し、自己実現をめざしながら生活する様を表しています。「人が育つ」とは、交流やふれあい・学び合い、競い合いなどを通じて自身を高め、集団としても育ち高まりあっていくことを表しています。「未来を拓く」とは夢やこころざしが学びや活動の原動力となり、身に付けた力により自身の将来や社会の未来を豊かに切り拓いていくことを意味しています。こうした生き方をすべての人が実現できるよう支援していくのが教育の役割です。

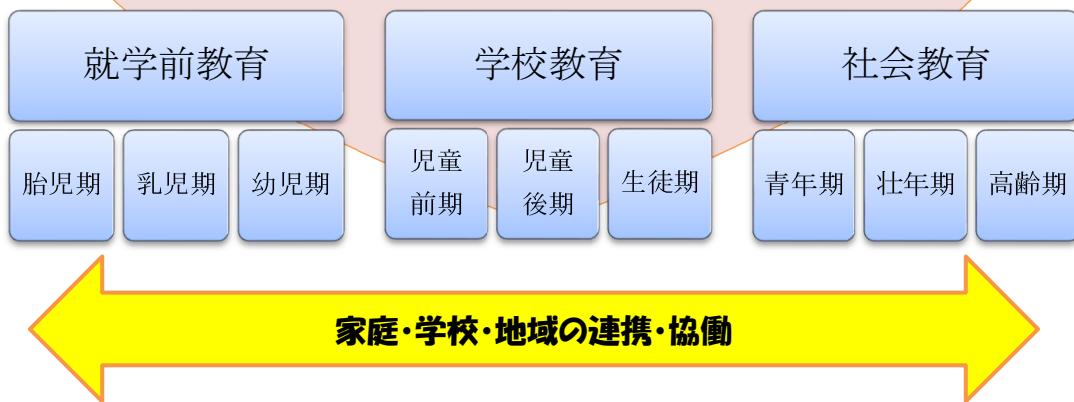
時代が「超スマート社会（^{*}Society（ソサエティ）5.0）」へ加速する中、私たちの生活のあり方は、否が応でも変えられていくことになります。そのような社会の変化に対応する力の育成は教育にとって重要な目的です。しかしながら、教育には「社会に役立つ有能な人間の育成」や、「自らの人生の充実」という不易（時代や社会が変化してもけして変わらないもの）の目的があります。

特に、人生100年時代を見据え、「^{*}生涯学習」のまちづくりを構築するうえで、多様な人たちが、それぞれの年代において生涯楽しく学び続け、その学びや経験を社会に生かすことが大切です。

生涯にわたって、夢とこころざしを持ち、あらゆる機会に、

あらゆる場所において、学習することができる

人生 100 年の学び



(2) 教育の視点

* 第2次愛荘町総合計画にある「つながり」「こころざし」「にぎわい」「やすらぎ」「かがやき」をキーワードに今後 10 年を見通した 5 つの視点を定めます。

つながり

人権を尊重する上で重要な理念であり、これから時代の真の幸福を考える中では、年代その他を問わず誰にとっても不可欠のものであると考えます。

こころざし

学びの原動力である、夢・志・理想を語ることは、「*学欲」を生み、その「学欲」は「学力」につながります。こうしたことからキャリア教育*の充実が求められます。

にぎわい

人が育ち合う場面で、対話や交流を繰り返すことは、物事の本質を掘り下げ、深い学びへと到達します。それは、学校園教育・社会教育とともに当てはまるものです。

やすらぎ

安全・安心をベースにすることで、豊かに心身を育むことができます。教育によって「やすらぎ」を覚えることができれば、それは「うるおい」につながると考えます。

かがやき

全ての人が自身の個性・持ち味・強み・良さ、あるいは可能性といったものを發揮することこそが「人が輝く」ことにつながり、自身や社会の未来を拓くことにつながると確信しています。

7. 教育の方向性

1 夢・こころざし・生きる力を育む

- ・夢やこころざしをもち、多様な人とつながることのできる「豊かな心」や生涯にわたり健康な生活を送るための「健やかな体」を育むとともに、情報活用能力の育成など社会情勢の変化を踏まえた諸課題に取り組みます。
- ・「確かな学力」の育成のため、「*学欲」を向上させ「読み解く力」を高める授業づくりに取り組みます。
- ・学校や家庭での学習を通して、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、文章、表、グラフなどから必要な情報を取り出し、選択する力、自分の考えを適切な根拠とともに説明する力の育成に取り組みます。
- ・教職員の指導力向上や働き方改革に取り組みます。

2 地域で支え合い つながりとやすらぎで豊かな人生を育む

- ・地域と学校との連携・*協働活動を充実させることにより、地域の力を生かした組織を強化し、子どもの育ちを支えるとともに、安全・安心の確保に取り組みます。
- ・家庭教育は全ての教育の出発点であることから、親の学びの機会や交流の場づくりを充実させることにより地域全体で家庭教育を支え、地域の教育力と家庭の教育力の向上を図ります。
- ・魅力ある学校園づくりのため、地域に愛着を持ち、地域に貢献するこどもを育成する学校・地域づくりをすすめます。更に、教職員の教育力を高めます。
- ・こどもたちが家庭環境や経済的状況にかかわらず、それぞれの能力や可能性を伸ばすことができるよう学習環境の整備に努めます。

3 人生100年 かがやき にぎわいのある学び

- ・人生100年時代を見据えた*ライフサイクルの中で豊かな人生を送るために、社会に出てからも視野広く多様なことに興味を持ち挑戦し、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや地域社会の課題解決のために活動することに取り組みます。
- ・*「SDGsの視点」と「人生100年の学び」を通じて、様々な学ぶ機会を設け、柔軟で多様な生き方に対応していきます。
- ・まちじゅう読書を推進・拡充し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」本に親しめるまちを実現します。
- ・文化財の適切な整備を行い、後世に良好な形で守り伝えるため歴史文化を生かしたまちづくりや、地域文化の創造や文化芸術活動を担う次世代の育成に努めます。

9つの目標

(1) 教育の目標

1 夢・こころざし・生きる力を育む

目標 1

学校・園：確かな学びと自律を育む教育の充実

地域社会：自己の強みや個性を社会に活かす創造性や協働の力を育む

目標 2

学校・園：豊かな心と健やかな体の育成

目標 3

共生社会の形成

2 地域で支え合い つながりとやすらぎで豊かな人生を育む

目標 4

安全・安心な教育環境・地域環境の充実

目標 5

魅力と活力ある学校・園と地域づくり

目標 6

家庭・地域社会の教育力の向上

3 人生100年 かがやき にぎわいのある学び

目標 7

生涯学習2.0アクションプランの積極的推進

目標 8

まちじゅう読書の推進

目標 9

歴史文化の継承と芸術文化の振興

(2) 目標達成に向けた重点的に取り組むべき施策

目標 1

学校・園：確かな学びと自律を育む教育の充実
地域社会：自己の強みや個性を社会に活かす創造性
や協働の力を育む

【学校・園】

- 1) 今日の社会情勢やこどもたちの実態に沿った学校・園の教育方法およびシステム改革
- 2) 未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた中学校期からの「探究の充実」と「社会に開かれた教育課程」実現のためのカリキュラムマネジメントの実施
- 3) ICTの更なる活用と学習支援の強化
- 4) 教職員の力量およびチーム力の向上
- 5) 幼稚園・保育所の教育・保育の充実
- 6) こどもの学びに還元される教職員の働き方改革

【地域社会】

- 1) 地域づくり・団体づくりの再構築による「人づくり」
- 2) 教育・福祉が機能するローカル・コミュニティおよびテーマ
コミュニティの協合・促進
- 3) コミュニケーションスキルの向上
- 4) 自己が得た有形無形の学びの継承(pay it Forwardの推進)

目標 2

学校・園：豊かな心と健やかな体の育成

【学校・園】

- 1) 0歳からの教育の一貫性
- 2) 日々の生活下にある人権課題解決に向けた人権教育の推進
- 3) 体力の向上と運動習慣の確立ならびにメディアコントロール
(デジタルデトックス)
- 4) 持続可能な中学校部活動の地域連携を含めた運営のあり方
の検討と実施
- 5) 健康教育ならびに食育に関する研究・実践の推進

【地域社会】

- 1) 町民（若者含む）のシビックプライドの醸成
- 2) 地域や家族のにぎわいと活力
- 3) 日々の健康や心身の安定と心地よい家庭・地域の居場所づくり

目標 3

共生社会の形成

【学校・園】

- 1) 特別支援教育の推進
- 2) 体験活動を重視した活動の推進とキャリア教育の推進
- 3) 外国籍のこどもたちへの学習・生活支援

【地域社会】

- 1) 地域社会の特別支援教育
- 2) 保護者・家族が語る、魅せるキャリア教育
- 3) 「お互い様（共助）」の地域づくり
〈社会的困窮者等への支援〉

目標 4

安全・安心な教育環境・地域環境の充実

【学校・園】

- 1) いじめ防止対策の徹底と日々の生活を問い合わせる習慣の定着
- 2) 不登校のこどもたちへのきめ細かな支援の充実
- 3) 安全で快適な教育施設の整備
- 4) 学校危機管理・安全対策の充実
- 5) 家庭の人的環境・経済環境への対応
〈貧困家庭やヤングケアラー等のこどもたちへの支援〉

【地域社会】

- 1) 安全・安心な地域づくり

目標 5

魅力と活力ある学校・園と地域づくり

【学校・園】

- 1) この仲間と、この地域にある、学校・園で学べてよかったと思える学校・園づくり
- 2) 教職員の資質の向上

【学校・園・地域社会】

- 1) 規範意識の醸成
- 2) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の積極的推進

目標 6

家庭・地域社会の教育力の向上

【地域社会】

- 1) 地域学校協働活動の推進
- 2) 今後、愛荘町で必要とされる様々な取組やシステムの構築
- 3) 生きづらさを感じるこどもたちや大人の居場所づくり
- 4) 地域活性化の推進
- 5) こども育成会激減の課題解決

目標 7

生涯学習2.0アクションプランの積極的推進

【学校・園・地域社会】

- 1) 生涯学習体系の充実
- 2) みんなの活動がつながるまちづくり

目標 8

まちじゅう読書の推進

【学校・園・地域社会】

- 1) まちじゅう読書宣言の具現化と図書館機能およびネットワークの充実
- 2) 子ども読書活動の推進・学校図書館の活性化
- 3) 地域および団体・企業等の読書活動の推進

目標 9

歴史・文化の継承と芸術文化の振興

【学校・園・地域社会】

- 1) 歴史や文化の継承
- 2) 文化財の保護と活用
- 3) 芸術・文化活動の振興



未来を拓く 愛荘 16年教育



令和4年4月から、「未来を拓く愛荘 16年教育」をスタートしました。この教育は、母親のおなかの中で生を受けた胎児が、義務教育である中学校を卒業するまでを「人生のベース（基礎）を確立する16年」ととらえ、心身の発達を育んでいくものです。子育て・保育・教育にかかる施策を全庁・全町的に取組み、16年間の積み上げを図っていきます。

人の脳の前部分、「前頭前野」を活発に働かせることは、子どもたちの健全な育成につながります。

「読み・書き・計算」を毎日少しずつ継続的に取り組むことで、前頭前野を鍛えることができると言われています。



前頭前野



めざす子どもの姿

- ◎主体的・自律的な学び、探究的な学びができる子ども
- ◎自他を尊重し、社会の一員としての自覚をもつ子ども
- ◎自己の生活時間をコントロールできる子ども

中学校卒業

未来を拓く意欲に満ちた「愛荘っ子」



タブレットによる朝学習

中学校入学

小学校卒業

「未来を拓く 愛荘 16年教育」

自己指導能力を育む生徒指導

起業家教育（探究）

各種学力調査等による分析・検証・改善

自主・自律・自治の力の伸長（生徒会・部活動・ボランティア）

職場体験学習
キャリア教育
(こころざしの教育)

個別最適化された学び
(タブレットドリル等
ICT機器活用)

豊かなコミュニケーションを育む取組（交流、国際理解、外国語、ソーシャルスキル、合理的配慮等）

豊かなつながり、
人権感覚・感性
(人権教育)

単元内
自由進度学習

「自己調整力」（メ
ディアコントロールする力）を育む

CS・地域
学校協働活動
郷土学習

「一人勉強」
できる力の育成

基本的生活習慣の確立
※4「愛荘スタンダード」
の実践

農業体験
食育の推進

言語活動の充実
(読む、書く、話す、発信)

読み聞かせ、読書の
「乳保幼小中」一貫教育

柔軟な教育課程の編成
「40分授業午前5時間制」

授業改善（主体的・
対話的で深い学びの充実）

お母さん、お父さんへの
支援・啓発・教育相談活動

非認知能力の育成
幼保小架け橋プログラム

自然に親しむ活動
※3 自尊感情（自己肯定感・自己有用感・
自己効力感等）の育成
メンタルヘルス予防教育

自律の力を育む取組
「楽読書・活メディア」

温かい親子関係
家族コミュニケーション

しなやかでたくましい
心身を育む取組
基礎的読解力を
育成する取組



ALTとの外国語学習



ボランティアによる読み聞かせ



おひざでだっここのおはなしあい

※5 就学前の時期においては、福祉部門（健康推進課等）と教育委員会が連携を密にして、取組を推進します。



子育て支援センター「わんぱく広場」



郷土学習（古墳公園）



授業改善（学ぶ力向上）



自然に親しむ活動（稲刈り体験）

第3期教育振興基本計画の策定にあたって

愛荘町教育委員会 教育長 徳田 寿

令和2年度（2020年度）に策定した愛荘町教育大綱・第2期教育振興基本計画の5年間の計画期間は、正に「コロナ禍」とともに歩んだ期間でありました。新たな感染症の流行が、人々を言いようのない不安と混乱に陥れ、社会の在り様を様々に変えてしまいました。しかしながら、「ピンチ」と思われた「コロナ禍」が、GIGAスクール構想の加速度的展開のように「チャンス」となり、一定の成果が生まれたことは、記憶に新しいところです。

そして今、時代はVUCA（変動性、不確実性、複雑性、曖昧）の時代へと突入しています。これから時代は、予測不可能な事、想定外の出来事が当たり前のように、しかも次々に襲来すると想定してもよいのかもしれません。

では、そんな時代を生き抜いていける人とはどういう人なのでしょうか。私は、それは自律の力を持った人間であると考えます。ここで言う自律とは、自分で考え、判断し、決定し、行動できるということです。そして、自律の力のベースとして育みたい3つのSがあります。それが、「セルフコントロール」（自己調整力）、「セルフデザイン」（自分らしい生き方を構築する力）、「ソーシャルスキル」（他者と関係を築いたり、交わったりしていく力）です。

今回策定した第3期教育振興基本計画（以下 第3期計画）では、前述の自律の力を持った人間＝自律型人材を育成していくことを基本理念の根幹に据えています。また、この自律型人材の育成が、「人生100年」と言われる時間軸の中で継続的に行われるよう努めることが教育行政の責務であると捉えています。そうしたことから、大人においても子どもにおいても重要である自律型人材の育成を、社会教育・学校教育共通の重要な目標としたところです。

また、本町のこれまでの教育振興基本計画が、学校教育中心の構成となっていたことに鑑み、第3期計画においては、「人生100年」の生涯学習体系の観点から、目指すべき目標や方向性の実現および課題解決に向け、学校・園や地域社会が、それぞれどのような方向性で施策を展開していくかを取りまとめています。こうした表し方は、おそらく他の自治体にはあまり例を見ないものとなっていますが、学校教育という期間の長さを考えれば、また生涯学習という観点で考えれば、むしろ必然であり、新たな提案と受け止めいただければ有難く思います。

とは言え、展開していくべき施策については、やや具体性に欠けるものとなっています。そこで巻末に示した通り、第3期計画のアクションプランとしての教育行政基本方針を今後5年間、毎年度具体的に示し、実際の施策を推進することとしました。こうすることで、教育をめぐる様々な状況の急激な変化や年度ごとの評価に柔軟に対応した軌道修正や微調整を施し、より一層第3期計画の具現化につなげることができると考えます。ご理解の上、関係の皆様方のお力添えをいただければ幸いです。

最後になりましたが、策定にあたってお世話になりました策定委員の皆様、貴重なご意見をお寄せいただいた皆様方に、心よりお礼を申し上げます。ありがとうございました。

第2章 愛荘町教育振興基本計画

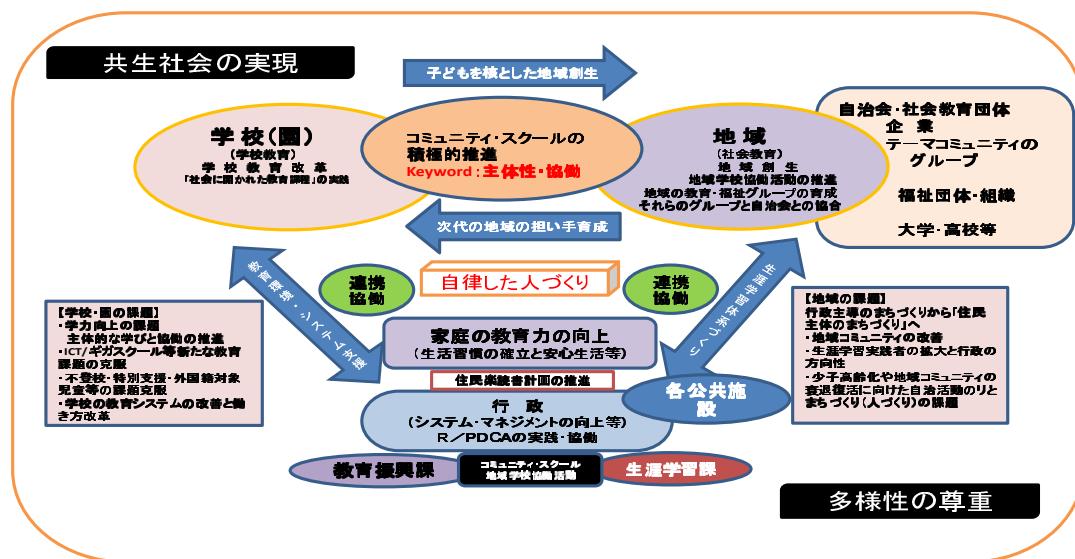
1. 基本理念

第3期教育振興基本計画の策定に際しては、教育基本法の理念・目的等の実現を普遍的な使命としつつ、教育基本法に掲げられる「個の伸張」と「社会の形成者の育成」を基軸にします。本町においては、新たな時代の要請と教育をめぐる現状と課題を踏まえて「多様性の尊重」「共生社会の実現」を念頭に「自律した人づくり」をめざし、学校教育、社会教育を分離して考えるのではなく、学校教育では、今日のこどもたちの実態に沿った学習体系の改善や教育内容の深化により次代の地域の担い手の育成に努め、また、地域では少子高齢化や地域コミュニティの課題、外国籍の人々の増加に対応するための地域づくり、人との関係性づくりが必要不可欠になります。

すべての人々の「ゆりかごから墓場までの豊かな学び」、即ち、「生涯学習体系」を尊重し、学びを繋ぐ「学んだら次に繋ぐ循環型（生産型）の学び」のプラットホームを形成していくことを基本的な考え方とします。

将来の予測が困難な時代にあっても、一人ひとりが、自分のよさを生かしながら自らの可能性を広げ、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら心豊かな人生を切り拓く等、自分や社会の未来をともに創ることをめざす愛荘町の教育を推進するために、全世代を対象とした基本理念や重点を設定しました。

愛荘町の「学びの循環社会の形成」【生涯学習体系実現のためのシステムづくり】



1) 地域教育課題改善の視点

今日の愛荘町の地域社会を探訪すると、少子高齢化による人口減少や地域社会のコミュニティの希薄化、生産労働人口の低下を受けた、企業採用による外国籍住民の増加、年齢層における見方考え方の大きな相違、人口の約50%を占める女性が地域社会において、十分に活躍できない状況、家庭や地域、職場で自分の居場所を見つけていく人々の増加等、価値観や生活ぶりの多様化等による深刻な現状があり、今後、そうした対応への迷走がより増幅されることが予想されます。

さらに、地域づくりは、今まで継続してきた既存の年間の事業や行事を慣例で進めるのではなく、地域の様々な立場の人々に目を配り、地域づくりや福祉の視点も十分に踏まえ、「共生・共助」社会構築の重要性、お互いが助け合える社会的弱者への支援や合理的配慮等の視点を持ってすることが必要不可欠です。

コロナ禍以降、地域づくりの展望が見えにくいローカルコミュニティ（地域共同体：自治会および自治会内の組織（老人会・こども育成会等））の衰退が少しずつ広がりをみせる一方、テーマコミュニティ（目標を明確にした実践型支援・体験、趣味グループ）は、ネット社会の繁栄もあり進行しています。今後は、ローカルコミュニティとテーマコミュニティの協同の取組により、地域コミュニティの復活、再生が喫緊の課題です。つまり、町民一人ひとりの個性や強みの有効活用をめざすことで、地域で「人が育ち」地域コミュニティの再構築に力点を置き、地域が行政依存することなく、また、行政内の組織内連携の一層の充実を図りつつ、地域復活ネットワークの新たなシステム化が急務です。

今回の教育基本計画の構成は、各目標ごとに、学校及び地域づくりを組入れていく必要があると考え、各項目（目標）ごとに、学校教育・社会教育とを重ねて「生涯学習体系づくり」とし表現しました。

第3期愛荘町教育基本振興計画の策定に向けての留意点

今までの地域づくりや学校・園づくりでは、事業推進ばかりが強調されてきましたが、事業に至る「リサーチResearch・ビジョンVision・システムSystem・マネジメントManagement」を明確化し生涯学習体系の中で「自律した人を育てる」構想を立てることが何より大切です。さらに、「根拠となるデータを踏まえた課題から具体的目標へ」そして、「どのような体制の中で」「どのようなネットワークとマネジメントで」推進するかが重要になりますが、基本計画であるため、大きな括りで表現していくこととします。

客観的な根拠、評価データ等については、現在の点検・評価は実績の記載となっているため、「毎年度のアクションプラン」で再構成し、具体的なデータ等解析は、点検・評価も踏まえ、毎年度のアクションプラン作成時に検討していきます。更には、課題を表記する際、地域および、学校・園における個の力（学力や運動能力等）の実態を、平均で観るのではなく、二極化の現実を明確にし、改善に注力する必要があります。

こうした意味で、今後、教育の振興を図る上では、ソーシャル・キャピタル（社会関係資本）、いわゆる「人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性や民主的なコミュニケーション力を高めることができること、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の向上に視点を向けること、および国が重視しているウェルビーイング向上に貢献するコモンズ（第3の道の共有化・材）等の概念も意識する必要があります。

今回、愛荘町の教育課題を踏まえた様々な方策は、5年、10年で実現・完結できるというものではなく、また数字で明記しにくい部分もあります。各分野の推進の方向には、様々な新たな理念や視点を内在させたため、各分野の今後目指すべき展望（課題と目標）と捉え作成しています。毎年実施される「点検・評価」の改善時にこの計画との整合性を図りながら取り組みを進めるものです。

2、社会の急激な変化による地域や学校・園の実態や人々の様子を踏まえ町としての目指すべき方向

【Keyword】主体性と協働を生む思考力や行動力を持ちそなえ自律した人間力の育成

少子高齢化、コロナ禍以降の地域づくりや地域コミュニティの衰退、団体における組織の衰退。学校・園における家庭や子ども同士のコミュニケーションの困難化、生活や学びの二極化等と重なるように地域社会全体で人と人との繋がりが衰退しています。

これから予測しにくい未来に対応するためには、社会の変化に受け身で対処するのではなく、町民一人ひとりが主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を最大限に發揮し、よりよい社会と幸福な人生を自ら創り出していくことが重要です。そのためには、今までの教育の中心であった、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでは不十分です。

これからこどもたちを含む町民には、社会の加速的な変化の中でも、社会的・職業的に自律した人間として、高い自己調整力と意欲を持って、蓄積された知識（認知能力・非認知能力）を礎としながら、膨大な情報から何が重要かを主体的に判断し、自ら問い合わせてその解決を目指し、他者と協働しながら新たな価値を生み出していくことが求められます。

また、今まで愛荘町で積み上げられた不可欠な（なくてはならないもの）文化や取組と、これから社会の形成に必要とされる改革すべきことを今までの「常識」や「当たり前」にとらわれることなく精査し、次世代を担うこどもたちに引き継いでいく必要があります。その上で、総合施策として子育て、保育、教育、進路相談、支援体制を構築していきます。

人口減少社会における地域づくり・まちづくりへの6つの提言

【提言1】変化に柔軟に対応できる地域づくり 人口減少・高齢化社会においては、これまでの社会と異なり、地域の人口・世帯数や年齢構成、個々の世帯の家族構成等が、大きくまた急速に変化していく。そうした変化に対応して、住・生活環境なども柔軟に変化できるようにしていく必要がある。特に住宅の循環利用・転用などの可変性が求められる。

【提言2】「共助」を生かせる地域づくり 住民数が減少し、高齢者が増加していく中では、住民同士の「共助」の役割がますます重要なになっていく。住民の健康を守っていく上でも、生きがいのある生活を送っていく上でも、「共助」を生かせる空間づくりやシステムの設計が求められる。こうした努力により、真の豊かさを享受し続け、信頼と「絆」によって結ばれたコミュニティが維持されていく。

【提言3】ハードの整備だけではなく、プロセスを重視 変化に対応し、「共助」を生かせる地域づくりを進めていくためには、住民が主体的に地域づくりに取り組み、自律的にコミュニティを維持していくプロセスが重要になる。こうしたプロセスに住民が参加することにより、自らの地域づくりに納得・合意したうえで、「共助」に積極的に参加し、人口等の変化に柔軟に対応できる持続的なエリア・マネジメントが実現できるようになる。

【提言4】プロセスを円滑に進めるための事業主体 プロセスが円滑に回っていくためには、これを進めていく事業主体を適切に確保していくことが重要である。多くの場合、行政だけでなくコミュニティ・住民が主体として参加していくべきであろうし、NPOや学校、協力企業や外部から招いた人材など、地域の実情に応じた適切な参加者が、住民の主体性を尊重して、地域づくりを進めていく必要がある。あわせて、プロデューサー人材、コーディネーター人材等の確保・育成を図ることが不可欠である。地域づくりの実績ある優秀な人材をデータベース化し、一元的に提供することも有益ではない。

【提言5】トータル・サービス・ワンストップサービスの実現 高齢化が進む中で健康で生きがいのある生活を送っていくためには、「共助」が生かされるとともに、縦割りでない、地域や住民の目線に立ったサービスが提供される必要がある。医療・介護などの地域包括ケアや諸サービスのワンストップ化・連携の強化等を進めていく必要がある。

【提言6】「身の丈にあつた」地域づくり 人口減少社会のもとでは、過剰な投資は現在の住民の負担を重くするだけでなく、縮小する将来の世代に、過大な維持・管理や更新、廃止のコストの負担を強いることになる。コンパクト化に向け、将来を見据えた適切なまちづくりをしていく必要がある。既存の施設・設備についてても、柔軟な発想で転用等を工夫していく必要がある。

内閣官房国家戦略室

1) こどもの主体性・協働の力を育む

現代社会においては、大人中心の価値観が、こどもたちの主体性や協働の力を衰退させ、その結果、こどもたちは自分で問題解決する能力や、仲間とともに努力し達成感を味わう力が薄れています。特に、指示を待つだけの「よい子」と呼ばれるこどもたちが増えています。これは大人にとって都合のよい存在となっています。

また、家庭が孤立しがちになり、学びの機会が二極化している現状も見受けられます。このような背景の中で、学校・園では、こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばし、自己調

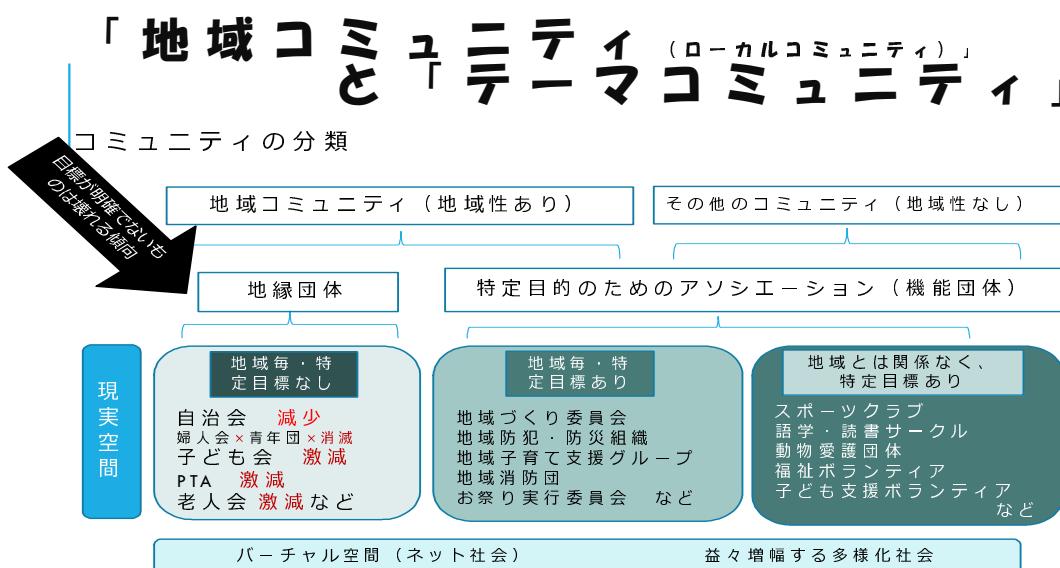
整力とともに学びに向かう力、新しい時代に求められる資質・能力を確実に育成していくことや、そのために求められる学校・園のあり方を不斷に探究する体制や姿勢を形成していくことに努めます。

2) 地域・団体の自主性や課題問題解決能力を高めるための個人や集団の育成

社会の大きなうねりや変化に伴い、地域自治会や団体から離脱する人々が増加傾向であり、個人が自分自身の選択や判断に基づいて行動し、他者との関係性よりも自分の利益や幸福を優先するなどの考え方や、無関心な人々の存在が顕在化してきています。これから社会に対応出来る大人の気づきとその学びが必要不可欠になってきています。

行政や地域・団体が単に事業を実施することだけではなく、地域活動や事業で「人が育つ」ために、スキルやマネジメント能力、課題解決能力の向上を目指す啓発・研修のあり方や取組を企画・運営する姿勢が問われています。

また、ローカルコミュニティが衰退してきている中、ローカルコミュニティ（地域の人々で組織されたコミュニティ）とテーマコミュニティ（地域は問わず、目標が明確なテーマで行動するグループおよび NPO 等の組織）が縦横の関係で地域づくりが機能することで、活性化を図っていきます。



方向性1. 夢・こころざし・生きる力を育む

目標1

【学校・園】確かな学びと自律を育む教育の充実

【Keyword】「今までの学校イメージおよびシステムの改革」「社会に開かれた教育課程の具体的実践」

これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受けとめていく役割が期待されている。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、より良い学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの中を創り出していく子どもたちが、社会や世界に向かい関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。〈令和3年4月新学習指導要領総則より・・抜粋〉

- ・ 基本的・基礎的な知識および技能の習得と読み解く力の育成
- ・ 基礎・基本の知識は、学校・園のみでなく、安心でき、人が豊かに繋がる家庭・学校・園の学びの環境から生まれる。
- ・ 言語や語彙能力を具体的に向上させる読書の場やこども同士、こどもと大人の言語交流の時間が必要になり、今日の時間に追われる生活形態から時間を有効に活用する自己への変革がなければ、学びは何も生まない。
- ・ ICTを基盤とした先端技術や教育BigDataの効果的な活用。
- ・ 各学校における「ギガスクール」への取組の温度差、教師間格差が問われている。ICTの環境作りは概ね整ったところなので、平均で評価するのではなく「教職員研究組織の向上」や教職員のICTスキルの向上が不可欠。

〈平成28年4月中央教育審議会答申より・・抜粋〉

1) 今日の社会情勢やこどもたちの実態に沿った学校・園の教育方法およびシステム改革

【小学校における40分授業午前5時間制や教科担任制等の導入】

～モデル試行から町内完全実施に向けて、全小学校を研究開発校指定に～

【共有したい視点】

- ・ 学習者が主体となる学びへの一層の転換=与えられる学びから脱却します。
- ・ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目標すところを社会と共有・連携しながら実現に向け取り組みます。
- ・ こどもたちの能力は様々であり、また、国籍による多様な文化や価値観が存在し、認知能力のみでなく、非認知能力の育成も生きる力を育成していく上で大変重要です。
- ・ 学力の平均で全体を観るのではなく、二極化の実態を改善に取り組みます。

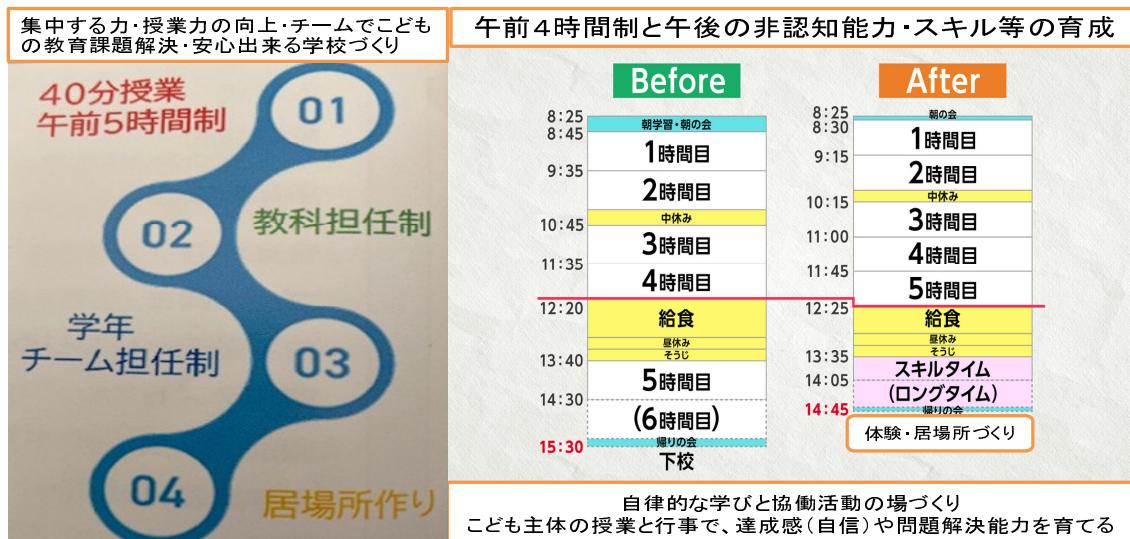
「午前集中型 40分×5コマ」の新たな時間割により、今までの固定化・画一化した学びのシステムを大きく変えていくことで、こどもたちの集中時間の確保、午後の総合的な時間の保障で「非認知能力の育成」や、「スキルタイム」、「ロングタイム」と言われるような各校のこどもたちの実態を踏まえた体験やコミュニケーションの時間の設定、教師とこどもたちのコミュニケーションの場づくり、「探究型・教科横断的な学習枠の確保」を図ります。

・ 一人のこどもを複数の教師が様々な視点で関わる「教科担任制、学年チーム担任制」の導入を進めます。

*様々な事情で帰宅後も安心出来る場所がないこどもたちの「居場所づくり」等、様々な教育のシステム改革を積極的に行うことで、今日的なこどもたちの現状を踏まえ、より良い学びのスタイルを追究していきます。さらには、こどもの学びに還元される指導シス

ムのあり方を研究するための教職員の研究組織を構築します。
 <カリキュラム・マネジメントの充実に向けた取組の推進>

子どもの教育課題を見据えた 学校運営のシステムや教育内容改革【例】



各学校においては、こどもや学校、地域の実態を適切に把握した上で、教育の目標を明確化し、教科等の枠を超えた横断的な視点に立った資質・能力の育成や学習の推進など、教科等間のつながりを意識して教育課程を編成・実施することが重要です。また、学校は学習指導だけではなく、学校と地域が協合し地域活動を限りなくこどもたちの主体性や協働の力が発揮できる状態にコミュニティ・スクール（学校運営協議会）で構成し、「社会に開かれた教育課程」実現に向けてカリキュラム・マネジメントを行い学校と地域が協働で実践していくことを目指します。

2) 未来社会を切り拓く確かな資質・能力の育成に向けた中学校期からの「探究の充実」と「社会に開かれた教育課程」の実現のためのカリキュラム・マネジメントの実施

近年、生産労働人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、さらには、長引く新型コロナウイルス感染症による影響や混迷を増す世界情勢なども相まって、まさに予測困難な時代を迎えようとしています。

このような時代にあって、こどもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め、知識の概念的な理解を実現し、情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的・目標を再構築することを意識して取り組みます。

【未来を切り拓き、よりよい社会を創造するために、今、求められる力】

「人間は感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的・目標を自ら考え出すこと」や、「答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的・目標に応じた納得解を見いだしたりすることができる」など、人間本来がもち合はせている価値や強みについて言及されており、「予測困難な時代に、一人ひとりが未来の創り手となる」ことが示されている。この文言からは、情報化やグローバル化といった加速度的に進展する社会的な変化、あるいは、誰も予測できなかつた未曾有の感染症に対峙していくような、たくましく未来を生きる子どもを育成することが、これからの中学校教育に求められている。

（○年○月中央教育審議会答申より・・抜粋）

たくましく未来を生きるこどもを育成するためには、生涯にわたる学びの基盤となる資質・能力を育み、それらをしっかりと発揮できるようにしていくことが重要となります。こども一人ひとりが、社会の変化に受け身で対応するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、自らの能力や資質の可能性を発揮し多様な他者と協働しながら、よりよい社会と幸福な人生を切り拓き、未来の創り手となるために必要な力を育みます。

急激な環境の変化の中でも、こどもたちは決して暗く沈んでいるわけではありません。例えば、コロナ禍となり今までどおりの学習活動ができない状況でも、こどもが創意工夫を巡らし、地域の方と連携・協働する学習活動が数多く報告されているように、常に前を向き、明るい未来を夢見ているこどもたちもいます。

予測困難な時代だからこそ、一人ひとりのこどものよさや可能性に大いに期待をしたいところです。未来を生きるこどもが次代を創っていくということを、教育に携わる家庭・学校・地域・教育行政が再認識できるようにしていきます。

○「知識および技能」～何を理解しているか、何ができるか～

探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識および技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようとする。

○「思考力、判断力、表現力等」～理解していることやできることをどう使うか～

実社会や実生活と自己との関わりから問い合わせ、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようとする。

○「学びに向かう力、人間性等」

～どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか～

探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

（○年○月新学習指導要領より・・抜粋）

〈一層求められる探究の力の充実〉

小・中学校の総合的な学習の時間が、課題を解決することで自己の生き方を考えていく学びであるのに対して、高等学校の総合的な探究の時間は、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していくことを重視しています。高等学校においてこのようなこどもの姿を実現するためには、総合的な学習の中でこどもがより洗練された質の高い探究に取り組む必要があります。質の高い探究とは、「探

究の過程がより高度化する」ことや「探究がより自律的に行われる」ことを考えることができます。

高度化した探究とは、①探究において目的と解決の方法に矛盾がない（整合性）、②探究において適切に資質・能力を活用している（効果性）、③焦点化し深く掘り下げて探究している（鋭角性）、④幅広い可能性を視野に入れながら探究している（広角性）などの子どもの姿で捉えることができる。

また、自律的な探究とは、①自分にとって関わりが深い課題になる（自己課題）、②探究の過程を見通しつつ、自分の力で進められる（運用）、③得られた知見を生かして社会に参画しようとする（社会参画）などの子どもの姿で捉えることができる。

〈平成28年12月中教審答申から高校を見据えた探究の力の育成〉

3) ICT の更なる活用と学習支援の強化

～中学校卒業後を見通した資質・能力の育成～

GIGA スクール構想の実現により、災害や感染症の発生等による緊急時においても安心して学習が継続できる環境を構築・維持するとともに、これまでの実践とデジタル技術を適切に組み合わせることで、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、こどもたちの学びの質を向上させます。

〈こどもが生きる未来の社会では ICT が必要不可欠〉

人工知能(AI)、ビッグデータ、IoT、ロボティクス等の技術の急速な進展に伴い、これらの先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる「Society5.0」時代の到来が予測されています。今後の我が国においては、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少による労働力不足やなどが懸念されており、ICT、AI、ロボットなどの活用は社会課題の解決や経済社会水準維持のために不可欠となります。今のこどもたちが社会で活躍する頃には、AI やロボット、IoT などをはじめとする情報技術は生活の中で当たり前のものとして存在していると考えられ、これらの情報技術を効果的に活用していくことの重要性が一層高まっていくこととなります。一方で、スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) が急速に普及し、利用者が低年齢化する中、これらを利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せずに犯罪に加担してしまうなど、子どもの安全が脅かされる事案が生じていることも無視できません。情報活用能力および情報リテラシーを身に付けるとともに、他人のプライバシーや個人情報の安全保護などに関する情報モラルを育成することに努めます

4) 教職員の力量およびチーム力の向上 〈学校および教育委員会組織内における専門家配置の拡充〉

従来の社会構造の中で行われてきた「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却することが必要です。その上で本来の日本型学校教育の持つ、授業においてこどもたちの思考を深める「発問」を重視してきたことや、こども一人ひとりの多様性と向き合いながら一つのチーム（目標を共有し活動を共に行う集団）としての学びに高めていくこと等の強みを最大限に生かしていくことを推進していきます。

コロナ禍以降、教科・領域等の研究は、各校の主体性で進められているところではあります、近年、若い教員が増加していく中にあっても、教科・領域の専門的な研究を停滞させてしまはせん。町として、普遍的な教育内容、社会の変化による改善を必要とする教育内容等の検討が不可欠であることから、今後、各教育部門の研究者・専門家を徐々に配置していくことを進めていきます。

5) 幼稚園・保育所の教育・保育の充実

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。また、学校教育の始まりとして幼稚園・保育所では、義務教育およびその後の教育の基礎を培うことを目的としています。しかし、急速な少子化の進行、家庭および地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題も見られます。幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、家庭や地域では体験し難い、社会・文化・自然等に触れる中で集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上に一層取り組みを進めていきます。

加えて、教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、幼児教育を担う人材の確保・資質および専門性の向上、幼児教育を推進するための体制の構築等の取組を進めていきます。

さらには、本町には公立・私学の保育園が複数存在し、小学校に入学する前に付けて置きたい力等を共有できるシステムの実効性が問われています。こどもの生活課題や保護者対応が規定の教職員及び保育士の定数では追いついていない現状を耳にすることもあり、地域・保護者が総がかりでこどもたちを育てる新たな学びのシステムの構築等も含め、検討が必要になるとともに、乳幼児からの一貫した保育・教育のあり方を研究していきます。

〈小学校教育との円滑な接続の推進〉

幼児教育施設で育まれてきた資質・能力を、小学校教育を通じて更に伸長していくためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校の教職員や保育士がこどもの課題や成長のあり方を共有するなどの連携を図るとともに、小学校ではスタートカリキュラムも活用しながら幼児教育と小学校教育との接続の一層の強化を図ります。

幼児期から小学校への教育的なつながりを確保するためには、園長・校長のリーダーシップの下、幼児と児童の交流だけでなく、幼児教育施設と小学校の教職員・保育士・幼稚園教諭が、両者の教育・保育について理解を深め、また、両者が抱える教育・保育上の課題を共有しておくことが重要です。そのため、現在、園では、アプローチカリキュラムを、小・園の連携では、かけ橋プログラムの推進を実施しています。今後も幼児教育と小学校教育の教職員等のさらなる合同研修、実践活動等の継続的な実施や、交流、相互の派遣研修等を推進していきます。

6) こどもの学びに還元される教職員の働き方改革

文部科学省では、学校の働き方改革の推進に取り組んできましたが、教育職としてのるべき姿を問われる部分も課題となっています。しかしながら、今、働き方改革は社会の

要請であり、ウエルビーイングの実現のためにも、教職員の働き方改革を一層進めます。

今後、こどもたちへの教育効果を低下させないで働き方改革を実現するためには、勤務時間管理の調整や学校及び教師が担う業務の明確化・適正化、教職員定数の改善および充実、専門スタッフや外部人材の配置拡充など更なる工夫や改善を図ります。

また、帰宅後、居場所が保障されないこどもたちの不利益を補うための方策も検討していきます。

目標1

【地域社会】自己の強みや個性を社会に生かす創造性や協働の力を育む

1) 地域づくり・団体づくりの再構築による「人づくり」

社会の情勢変化の中で、少子高齢化、核家族化、人口減少化、経済優先社会等が影響か、人々の時間の有効活用が課題となり、地域社会のコミュニティの希薄化、既存の地域や組織の衰退が顕著となっています。目的はあるが、具体的行動目標を欠く地域づくりや団体の運営のあり方を検討し、再構築を支援していきます。

ソーシャル・キャピタル【SocialCapital 社会関係資本】：人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびこれから生じる互酬性と信頼性の規範の育成に努めます。

2) 教育・福祉が機能するローカルコミュニティおよびテーマコミュニティの協会・促進

コモンズ【Commons 第3の道】共有材：社会共有財産 CommonGoods：ウエルビーイング向上に貢献するコモンズ

〈コモンズとは：「地域住民にとって、必要な物を、地域住民で維持管理し、地域住民で利用するシステムとその対象となる人及び空間」と定義できます。〉

例えば、こどもが家族内にいるいないにかかわらず、こどもを、次世代の地域の担い手として、社会的共有財産と考え、地域の大人が総がかりで育成することも、コモンズになります。〉

個人の価値観の尊重が、個人主義を生み、自己責任社会になってきたのか、地域の自治会からの退会、こどもの減少によるこども育成会の消滅、高齢者は多いが、高年齢労働の必要性から老人会加入者の低下、消滅傾向等、地域の既存組織は、全国的に崩壊の兆しも伺えます。本町でも、自治会加入率や団体の減少傾向に歯止めがかかっていない状況です。しかし、個々の趣味や価値観、志を軸にした子育て支援、読書、高齢者介護等の地域や町を越えた関係性のグループはネット社会の利もあり、あちこちで誕生しています。

これから地域づくりは、ローカルコミュニティの目標の明確化とテーマコミュニティの有効活用が縦軸・横軸となり新たな地域システムの再構築が必要となります。教育の分野では、テーマコミュニティのような、様々なテーマで繋がろうとするグループ集団の育成に努めています。現在、「町民企画講座」、「愛荘エデュケーション・アワード」等の事業で、こうしたグループの発掘と育成を目指していますが、今後は、テーマコミュニティグループの活動保障も含め、行政や地域のコーディネート力も必要とされるため、コーディネータの育成にも注力します。

3) コミュニケーションスキルの向上

価値観や見方・考え方が多様化する社会において、様々な人々を受容する力やコミュニケーションの力が衰退の傾向にあることは誰もが承知するところです。地域や団体への所属意識の低下ならびに組織離脱に歯止めをかけ、地域や団体を再構築していくことを、生涯学習推進の大きなテーマとしていきます。

4) 自己が得た有形無形の学びをの継承 (pay it Forward の推進)

芸術・文化・スポーツ等、生涯の学びの中で得た様々な技術やスキル、価値観等を自己の学びだけにとどめず、次の世代に循環していく取組の必要性は、次世代を担うこどもたちにとっても有用な学びです。自己が生涯で学んだ様々なことを、自己のみの学び（消費型）で終わることなく、生産型社会の構築に貢献していく取組の推進が大切です。

「学び方を学ぶ」、具体的には、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの推進等で有効活用していくことが考えられます。

(生涯学習アクションプランより)

PAY it > forward

～あなたにも世界は変えられます～

ペイフォワード～Pay It Forward～『次へ渡そう』運動
人から受けた厚意(親切)を、その相手に返すこと…ペイ・バック

受けた相手に返すのではなく『次へ渡す』こと…ペイ・フォワード

あなたは「今のこの世の中はダメだ」と思うことはありませんでしょうか？

テレビや新聞で耳を疑うようなニュースを知るたび

悲しい思いをすることはありませんか？

世の中「何かが狂ってきてている」と感じることはありませんでしょうか？

政治が悪い…経済が悪い…

悪くなつた理由を掲げれば、いくつも原因は考えられるでしょう。

ただ、我々はこの状態を詰めきつてしまつてしまはいませんか？

「自分ひとりに何ができる？」…誰しもが、そう思つて当然です。

しかし、「人」が集まって『市』になり、『市』が集まって『県』になり、『県』が集まって『国』となり、『国』が集まって『世界』を構成しています。

ということは、ひとりひとりの『人』が変われば、やがて『世界』も変えられるかもしれないという可能性はないでしょうか？

目標2 豊かな心と健やかな体の育成

【学校・園】

【Keyword】 子どもの今日の実態に沿った学校・園の教育改革

1) 0歳からの教育の一貫性（子どもの自尊感情・自己効力感を育てる）

人との関わりの中で、自尊感情・自己肯定感・自己有用感、自己効力感等が育つものであり、家庭・地域・学校・子どもが属する団体等での教育・啓発も必要です。また、自尊感情・自己効力感が持てない子どもへ向き合うためのプロセスを明確にすることが必要です。

このことは、今日の若者を象徴する言葉に「指示待ち人間」という言葉がよく使用されますが、言われたことは確実にこなせるが、自分で新たな考え方や価値観を生み出す力が弱い人がいるという事実です。これは、若者が抱える課題ではなく、子どもを取り巻く大人の問題であり、経済優先社会の進行とともに、時間に追われる社会が子どもたちの発達段階に沿った「主体性」や「協働」の力の育成を怠ってきたことが要因であるとも考えられます。

現在、新学習指導要領でも、こどもが主役の授業の必要性が強調されています。そのことは、学校だけでなく、家庭や地域でのこどもとの関わりの中においても、こどもたちは大半が「お客様」状態であり、自尊感情や自己肯定感、自己有用感、自己効力感の育成においても考慮されるべき大切な視点ととらえています。

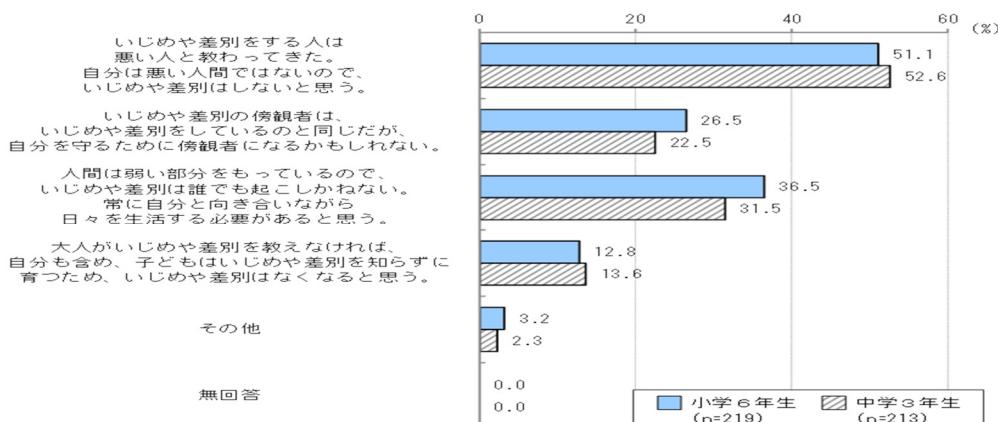
本町のコミュニティ・スクール推進の中でも、ただ、地域と学校がこども事業を推進するだけでなく、事業の中で「こどもが主役」となる、こどもの「主体性」や「協働」の力を育む質の向上や仕組みが求められています。また、地域の方々が関わっていただいているボランティア活動は大変素晴らしいものですが、こどもたちが自分で成長するための機会を奪わないように注意しなければなりません。地域の大人たちは、こどもたちが自分の力でできることを見守り、サポートする役割を果たしていきます。

2) 日々の生活下にある人権課題解決に向けた人権教育の推進

学校・園の人権教育においては、愛荘町人権教育推進のためのガイドライン（2021.9改訂）において、町としての基本的な考え方を示し、各校園において創意工夫を加え、効果的な教育活動を展開することとしています。しかしながら、研究・研修体制の脆弱さ優れた実践の継承不足等の課題があり、効果的かつ魅力的な人権教育の実践に結びつくまでには至っていない現状が散見されます。

人権教育は、マイノリティーの課題を学ぶことも大切です。そして、「自分は差別はしたことがないから、人権については学ぶ必要がない」と考えるこどもたちに対しては、自己の持つ差別性を問う工夫や努力が必要です。言い換えれば、日々の生活の中の実態について学ぶ必要があります。また、日々のこどもたちの生活実態に沿った人権の授業の展開等、さらなる工夫や努力が必要です。さらには、全ての教科領域における指導の一貫性や授業力向上のための専門家やアドバイザーの有効活用を図ります。

【図II-4-10 いじめや差別をする可能性があると思うか】



2022愛荘町人権意識調査より

3) 体力の向上と運動習慣の確立ならびにメディアコントロール〈デジタルデトックス〉

*体力・運動能力の二極化を解決していく学校・園・家庭での解決策の必要性。

*デジタル器機から一定期間離れることで、心身のストレスを軽減し、健康的な生活を取り戻す必要があります。

また、こどもたちの運動能力調査では、平均としては全国平均との差は無いものの、二極化が甚だしく、日々のこどもたちの生活実態を詳しく把握し、生活観の見直しを図って

いきます。

◆メディアコントロール〈デジタルデトックス〉について

現代社会において、こどもたちのデジタル機器使用時間が増加する中、デジタルデトックスの必要性が高まっています。こどもたちが長時間デジタル機器を使用することで、睡眠障害、集中力の低下、社会的スキルの低下や欠如など、多くの問題が指摘されています。これらの問題は、こどもたちの能力・資質の伸長を阻害し将来のキャリアにも影響を及ぼす可能性があり、保護者や学校・園においては深刻な懸念材料となっています。

愛荘町の児童生徒質問紙調査から

・ 1日に2時間以上ゲームやスマホを使用する割合

小学校45, 9<全国33, 8>

中学校67, 5<全国55, 9>

・ 学校外で2時間以上学習をしている割合

小学校15, 6<全国23, 5>

中学校24, 3<全国31, 7>

本町の子どもたちがいかに携帯・スマホ・その他のメディア依存になっているかがわかります。こうした「携帯・スマホ・ゲームを手放せない」自己調整力(セルフコントロール)の弱さや、家庭でのデジタルデトックスの弱さが、ストレートに家庭での学習時間の少なさに繋がっていると推察されます。学力の定着にも繋がらないと捉えられます。

ちなみに、R6全国学力・学習状況調査結果では、中学校の数学の落ち込みが著しく、全国平均より、-13, 5ポイント、国語では全国平均と比べて-8, 1ポイントと厳しい現状にあります。

【デジタルデトックスとは】定期間スマートフォンやパソコンなどのデジタルデバイスとの距離を置くことでストレスを軽減し、現実世界でのコミュニケーションや、自然とのつながりにフォーカスする取り組みです。

4) 持続可能な中学校部活動の地域連携を含めた運営のあり方の検討と実施

持続可能な中学校部活動の地域連携を含めたあり方には、地域のスポーツ団体やN P O等との連携を深めることが大切です。また、地域住民や企業と協力して活動を支援することで部活動の質を向上させるとともに、地域住民との交流が深まることが期待されます。合同練習やイベントを通じて相互に学び合う機会を提供することで、生徒の成長を促進し、地域のニーズに応じた活動内容の見直しや、参加者の意見を反映させる仕組みを整えることで地域全体でのスポーツ文化の醸成を図ります。

5) 健康教育ならびに食育に関する研究・実践の推進

今後、ますます多様化する社会の変化の中で、こどもたちの置かれている生活環境も様々であり、食育においても今まで以上に個別に寄り添った支援が求められます。加えて、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つである食に関する資質・能力を定着させるには、教科等横断的な視点での学びが求められるとともに、こどもたちが他者と協働して主体的に実践的学習活動に取り組むことが重要です。このため、健康教育の基盤となる食育の推進を担う栄養教諭等の専門性に基づく指導の充実を図るとともに、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど、栄養教諭の配置促進を進めます。

さらには、家庭の実態によりこどもたちの健康管理や食育の二極化も懸念される中、家

庭での生活観や食生活のあり方についての検討を継続していきます。

現代の経済優先社会がおりなす時間に追われる生活は、大人のみでなく子どもの心身の健康や学びの向上にも大きな陰を醸し出しています。そのことを踏まえ、子どもたちのリアルな世界での体験や人間関係の構築を促すことは、子どもたちの健全な発達に不可欠です。

また、デジタル機器の使用を適切に管理することで、子どもたち自身が自己制御能力を養う機会にもなります。このようなスキルは、デジタル社会を生き抜く上で非常に重要な資質といえます。さらに、デジタルデトックスは、家族全員で取り組むことが重要であり、子どもたちだけに制限を設けるのではなく、家族も同様にデジタル機器の使用時間をコントロールすることで、家族の絆を深め、共通の活動を通じて家族のコミュニケーションを活性化し、子どもたちの社会的スキルや感情的な安定にも寄与するとも考えられます。今後、子どもたちの家庭での時間の活用の仕方等、自己調整能力をどのように養っていくのか、健康管理と学び向上の大きなキーワードとします。

【地域社会】

他者への「受容・協働・託す」気持ち並びに「規範意識」が希薄化すると、これからの中の社会、大人および若者の自尊感情が低下し、他者責任論やトラブルが増加していくこととなります。人としてこれからの中の社会に生きる当事者意識や学び直しが必要になります。リカレント教育の推進（子どもとの関わりの中で自分を問う学び方の向上）においては、愛荘町の場合、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの取組の中で、自他の健康や食育、さらには、日々の生活、デジタル機器使用のあり方等を見直していく取組を広げます。

1) 町民（若者含む）のシビックプライドの醸成

学び、気づいたら、行動出来る人権教育の推進（地域づくりを通して）

（シビックプライドとは、「自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、当事者意識に基づく自負心」です）。

今日の人権教育は、家庭・地域・団体の自分の身の回りの人権課題に気づき、改善していこうとする方策を学び実践する人権教育（家庭・地域づくりを基本）に転換していく必要があります。この当事者意識を持つためには、町民（若者含む）が地域づくりに関わり、地域の様々な資源や人に直接触れることが重要になります。その接点を通じて、新たな地域資源の再発見や再認識に繋がるとともに、町民（若者含む）の地域愛が育まれます。しかし、いきなり地域に飛び出せる町民（若者含む）はそう多くはありません。そのために、いかに参加しやすい仕組みや雰囲気をつくるか、適度に背中を押すことも重要になります。町民（若者含む）の「やりたい」思いを見つけ、そっと手を差し伸べファシリテートする環境づくりが重要です。自治会の集会においても、世帯主のみの参加から、子ども、女性、若者等の多様な人々が集う場として大切にしていきます。

2) 地域や家族のにぎわいと活力

マイノリティ（少数者・被差別者）の人権課題を学ぶこととともに、自分の身の回りの人権課題に気づき解決していくプロセスが実感できる人権課題解決実践型の取組を機能させていく必要があります。その際、何か新たなことを実践するわけではなく、地域行事等

において、忘れ去られている地域住民は居ないのか、地域行事に参加したくても、物的、心的要因で参加出来ない人々はいないのか、そうした人々と近隣住民はコミュニケーションが出来ているのか等々、誰一人取り残さない地域活動を展開することで、かなりのマイノリティーの課題解決の糸口がつかむことが出来ます。「学び・気づき・そして実践へ」の実践（愛荘町人権教育推進協議会の推進テーマ）が必要となります。

大人の健康、体力維持も二極化の傾向にあり、心身の健康づくり運動の啓発および実践、インフォーマルスポーツ（楽しむことを第一とするスポーツ）の推進や健康対策とのネットワーク化を進めていきます。

3) 日々の健康や心身の安定と、心地の良い家庭・地域の居場所づくり

居場所は、こどもにとって学びのベース、大人にとっても仕事や家庭・地域づくりの土台です。生涯を通じて心身の健康を維持していくための方策を実行していく必要があります。今日の多様化した時間に追われる多忙な日々では、リフレッシュを意識して出来る住民とそうでない住民の格差も顕著で、本町においては、2025年の国スポ・障スポ大会も踏まえ、こどもから高齢者まで、また、障がいのある人も含めた生涯スポーツのあり方や行政のネットワークのあり方、団体の自立等も踏まえ、生涯学習体系の中での具体的な「スポーツ振興計画」の検討を行います。

目標3 共生社会の形成

【Keyword】： ソーシャルインクルージョンの推進（包摂）＝全ての町民のウェルビーイングの実現

平成28年の人権三法（部落差別解消推進法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）の施行により、「合理的配慮」という言葉は社会で認知されるようになりました。特に、学校、企業、行政においては、障がいのある人々に対する配慮に留意するようになりました。また、外国にルーツを持つ人々に対する理解も一定の深まりを見せているように思いますが、すべての人々のウェルビーイングの実現には、さらなる工夫と努力が必要となります。ソーシャルインクルージョンは、障がいの有無、言語や文化の違いなどのすべてのすべての差異を包み込むやさしさにあふれた社会の実現を目指します。

【学校・園】

1) 特別支援教育の推進

特別支援教育は、何らかの障がいのあるこどもの社会的自立に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、こども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、できること、得意なことを伸長し、できないこと苦手なことを克服または改善することを目的とするものです。

教育は、障がいの有無に関わらず、支援を必要とするすべてのこどもに対して等しく実施されるべきものであり、学びの機会、学びの内容、学びの支援はすべてのこどもに対して等しく提供される必要があります。

また、インクルーシブ教育システムを構築するために、すべてのこどもたちが、共に学びながら成長する仕組みを考え、整備することが必要です。障がいの有無を超えてお互いを尊重し、認め合える場を増やすことが求められています。

愛荘町では、児童・生徒の個々のニーズに合った教育活動を実践するため、医師、心理士、教員等で組織する委員会により、通級教室への入級審査、就学に関する相談会、就学先の検討協議等を行っています。また、臨床心理士を雇用し、支援内容や指導内容を具体的に検討する資料とするため、発達検査を実施しています。

学校・園では、個々の児童・生徒の教育的ニーズに応えるために、特別支援委員会等を組織し、特別な支援が必要な児童・生徒について、情報の共有や指導についての検討等を行っています。そして、本人や保護者の了承のもと、個別の支援計画を作成し、適切な支援を実践するとともに、それぞれの進路先へ引き継ぐことで、切れ目のない支援を図っています。また、必要に応じて、個別の指導計画も作成し、それぞれの学びに対してより細かな対応ができる体制をつくっています。

今後、特別支援教育の視点が、学校・園だけでなく、社会全体に浸透し、障がいのある人々が、社会的自律を達成し、社会がそれらの人々をしっかりと支えるインクルーシブ社会が実現できるよう取り組みを進めていきます。

2) 体験活動を重視した活動の推進とキャリア教育の推進

実社会での問題発見・解決に生かしていく視点からこどもが自らテーマを設定し、学習を進めるためには、こどもが地域や産業界、大学などと多様な接点を持ち、社会的な課題や現在行われている取組などについて学ぶことが必要です。こどもが多様な機会を得ることができるように、社会全体で取組を進めることが求められています。

このため、国においては産業界や大学等とも連携し、STEAM 教育に資する教育コンテンツの整備を進めるとともに、事例の収集や周知などの取組を進める必要があります。

STEAM 教育等の教科等横断的な学習の前提として、小学校、中学校、高等学校等の各教科・領域の学習も重要であることは言うまでもありません。各学校において、習得・活用・探究という学びの過程を重視しながら、各教科・領域において育成を目指す資質・能力を確実に育むとともに、それを横断する学びとしての STEAM 教育を行い、更にその成果を各教科に還元するという往還を目指します。

〈STEAM 教育とは：教科横断型の学びであり、複数の分野が相互に関連しながら、より実践的で意味のある知識の習得を目指します。例えば、数学の問題を解く際に、科学の原理や技術を活用したりすることです。現代社会が直面する「複雑な課題に対応できる人材」を育成するための教育概念です。次の 5 つの領域・Science (科学) ・Technology (技術) ・Engineering (工学・ものづくり) ・Art (芸術・デザイン) ・Mathematics (数学) について、教科を横断して統合的に学ぶことを特徴としています。〉

【キャリア教育：こころざしの教育】

こころざしの教育は、第 1 期教育振興基本計画においては、「こころざしの教育とし、以後、夢やこころざしをもつ元気溢れるこどもの育成」をめざして推進を図ってきました。第 2 期計画期間においても、キャリア教育の内容を前提としつつ、人間の生き方の観点を重視し、社会の中で自分が出来ることや果たすべき役割は何か、そしてその実現のためにどのような取組が必要なのかを考え、社会から学びを得るものとして重要視してきたところです。

しかしながら、全国学力・学習状況調査が示す本町のこどもたちの「学びに向き合う力」の現状は、キャリア教育の一層の充実が必要であることを提起しています。つまり、「体

験をさせて貰う」活動ではなく、低年齢の時点からの出会い・体験・交流等を経て、こどもが内省したり、自分の将来をデザインしたり、現状からの変容、変革を図る第一歩を踏み出したりするような「自身に跳ね返るキャリア教育」＝「夢・こころざし・可能性を広げ、自身の未来を拓くキャリア教育」の構築をめざします。

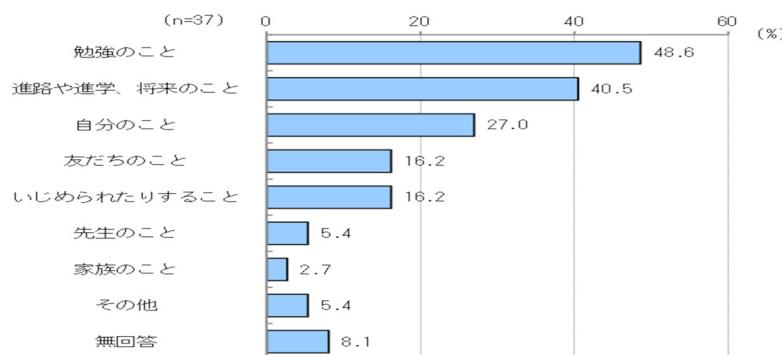
そのためには、学校で定められた体験活動だけで無く、本町が取り組む地域学校協働活動やコミュニティ・スクールの取組の中でも企業や地域と「育てたい子どもの力」等の具体的行動目標を明確にしつつ社会体験や支援においては、こどもが主役の活動としていくことに努めます。

3) 外国籍のこどもたちへの学習・生活支援

国内では、学校に在籍する外国人のこどもたちに加え、日本国籍ではあるが、日本語指導を必要とするこどもたちも増加しており、日本語指導が必要なこどもたち（外国籍・日本国籍含む。）は、全国では5万人を超える、10年前の1.5倍に相当する人数となっています。また、約2万人の外国人のこどもが就学していない可能性があり、または、就学状況が確認できた外国籍のこどもたちの実態調査でも、外国籍のこどもたちの進路保障は十分とは言えない状況にあるという実態が示されています。さらには、2024入国管理法で新たに在留資格「特定技能」が創設されたことにより、今後、更なる在留外国人の増加が予想されています。

入管法の改正と生産労働力の必要性から様々な国籍の人々が入町してくることを踏まえ、町としての方策・対策が必要不可欠です。地域、学校での支援・対応策も同時に推進が必要で、行政、地域、企業、学校分野のミーティングを重視していきます。

【図IV-6-6 こどもが学校生活において困っていること】



2022愛荘町人権意識調査（外国籍住民対象）

【地域社会】

1) 地域社会の特別支援教育

少子化により学齢期のこどもたちの数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のあるこどもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受けるこどもたちが大きく増加している等、特別支援教育をめぐる状況が変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による学校の臨時休業により、学校が、障がいのあるこどもにとってのセイフティーネットであることが一層明確になりました。同時に、学校だけではその役割を果たしきれないことも課題として明らかになりました。社会全体が特別支援教育に果たす機能や役割を再認識でき

るよう取り組みを進めます。

企業では、今年になってようやく障害者差別解消法で「合理的配慮の義務化」が実施されましたが、まだまだ障がい者の雇用には課題が山積しています。また、地域社会でも支援を必要とする障がい者や引きこもり者が生活する家庭は十分承知していながら、当事者のことを語らないのが社会的風土になっています。地域づくりと重ねて、教育や啓発を進めていきます。

2) 保護者・家族が語る、魅せるキャリア教育

現代の企業社会において、社員が「言われたことは真面目にこなせるが、自分で考え創造し答えを出す仕事が苦手である」、また、「問題解決を必要とする仕事に対応しにくい」という声も聞きます。これらの背景には、家庭や学校、地域社会において、こどもたちの発達段階に応じて必要な力を育むことへの考慮が不足しがちとなり、こどもたちが自らの意見を表明する機会を失い、指示待ちの姿勢を助長する要因となってきたとも言えます。

さらに、今日の社会は仕事の多様化や複雑化が進んでおり、家族がこどもに自分自身の仕事について語ることが難しくなっているとも言われています。このような状況において、保護者が自身の仕事観や社会の変化をどのように捉え、どのように生きていくことが重要なのかを、自らの生き様としてこどもたちに伝えることも大切な学びとなります。

そのためには、家族間のコミュニケーションスキルを向上させることや、子育てに対する理解を深める啓発など部局横断的に取り組みを進めていきます。

3) 「お互いさま（共助）」の地域づくり

地域での人間関係が疎遠化しつつある今日、地域づくりは「人づくり」であり、そうした日々をこどもたちは肌で感じながら育ちます。こどもたちの学びの場は学校のみではなく、家族や地域のこどもたちは、関わりのある大人から無意識の中でも様々な機会で多くのことを学んでいます。「お互いさま（共助）」と「隣人の背景をよく理解した上でのささやかなお節介」を重視した地域活動の推進は結果として、次世代の地域づくりの基盤となります。また、思いやりある地域の大人一人ひとりの成熟した人間としての地域感を確立することに努めます。

〈社会的困窮者等への支援〉

国内の18歳未満の子どもの相対的貧困率は13.5%であり、6人から7人に1人の子どもが相対的貧困状態にあるとされます。毎日の生活および衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なるものの、経済的困窮を背景に教育や体験の機会に乏しく、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

（「絶対的貧困」とは、衣食住などの生きる上で必要最低限の生活水準が満たされていない状況のことである。一方、「相対的貧困」とは、地域社会の大多数の平均値よりも貧しい状態を指す。）

このような中で、学校および教育行政は、全ての子どもたちが安心して楽しく通える魅

力ある環境であることや、これまで以上に福祉的な役割やこどもたちの居場所としての機能を担うことが求められています。家庭の社会経済的な背景や、障がいの状態や特性および心身の発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人ひとりのキャリア形成等、こどもの発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、様々な課題を乗り越え、一人ひとりの可能性を伸ばしていくことが課題となっています。

「自分は大丈夫」ではなく、今日の社会は仕事をする上でも、日々地域で生活する上でもどのような難題に何時見舞われるか誰もわかりません。そうしたことを踏まえ、「共助」の姿勢を個人が確立し、誰もが経験することとして共感・相談・支援が可能な地域社会づくりが必要です。そうしたこどもたちや地域住民への支援について、福祉部門、教育部門の行政と地域および、地域づくり委員会やテーマコミュニティの関係者が、協働で支援していきます。

方向性2 地域で支え合い つながりとやすらぎで豊かな人生を育む

目標4 安全・安心な教育環境・地域環境の充実

【Keyword】：個々の危機管理能力と問題解決の向上並びに「共助」の力

【学校・園】

こどもが心身共に安全・安心な環境で学び、様々な体験や支援を通して、自己実現し安全・安心な生活を送れるようにすることは、教育（学ぶ意欲）の前提条件です。次代を担うこどもたちを育てるのは町民全ての大人の責任です。

1) いじめ防止対策の徹底と日々の生活を問い合わせる習慣の定着

いじめに対する取り組みについては、日々緊張感を持って取組を行ってきましたが、どのようにすればいじめをなくしていくのか、SNSでの誹謗・中傷等の課題も含め答えは出ていません。いじめは誰もが行う可能性を秘めていることから、日々の現実を注視し、こどもによる、こどものための具体的な対策が必要です。日々のこどもたちの生活の中で現れる様々な差別性を教師が見抜き、発達段階に応じたこどもたちの方策を考慮し、解決の方策を考えさせていく取り組みを進めていきます。

2) 不登校のこどもへのきめ細かな支援の充実

本町では、学校に行きたくてもいけない子どもや学校にいきにくい子どもたちの居場所づくりに取り組んでおり、こうした取り組みにより、不登校のこどもの減少が一定見られますが、こどもや保護者に対し、専門家などを交えながら個々のケースに応じた適切な支援の充実をより一層図る必要があります。

こどもが安心して学べる環境として、校内支援ルームの拡充や課題を抱える児童生徒が安心して学べる相談体制など、こどもや保護者の不安や悩みを聞き、関係機関が連携しながら多様な支援の充実に努めます。

3) 安全で快適な教育施設の整備（学校はこどもが学ぶ場だけでなく地域の拠点）

今日の学校という位置づけは、こどもたちの学ぶ施設だけで終わらせるわけにはいかず、防災の拠点であったり、地域の誰もが活用出来る様々な用途を持つ、地域の住民のセンタ

一的な位置に立つ学校が増加しています。大きな災害を経験した地域では、学校という位置づけを身にしみて感じているところです。「私たちの地域は大丈夫」ではなく、学校のあり方を再度見直し、学校と地域の関係性を再認識する必要があります。

4) 学校危機管理・安全対策の充実

学校の危機管理において、様々な危機管理マニュアルを作成することが目的になり、内部の教職員の認識が十分でないということを指摘されることがあります。危機管理が機能するためには、人の関係性や習慣性、継続性が大切で、地域や保護者とも課題を共有しながら取り組めるネットワーク化も必要です。大きな災害や事故を経験した地域においては、コミュニティ・スクールの熟議の中で、大きなテーマとして語られ地域の学校としての役割を再構成しています。

5) 家庭の人的環境・経済状況への対応

〈貧困家庭やヤングケアラー等のこどもたちへの支援〉

今日、生活や学業に支援が必要な、いわゆる生活困窮をしているこどもたちは本町においては要保護・準要保護児童生徒に加え、学校では把握しにくい「相対的貧困」（全国統計6～7%）家庭を含むと約2割のこどもたちが安心して生活や学びが出来る状況ないと推察されます。こうした実態を踏まえ「経済力＝学力の課題」にしっかりと向き合い、行政・地域で総合的に対策を講じることに努めます。

〈「相対的貧困」とは、ある地域社会の大多数よりも貧しい状態を指す。具体的に表すと、世帯の所得がその国における等価可処分所得の中央値の半分（貧困線）に満たない状態です。そのため相対的貧困は前述の絶対的貧困に比べ、見えづらい。見えづらいために支援の手が届きにくく、教育格差や非行、虐待などさまざまな問題をはらんでおり、日本でも重要視されている問題のひとつです。〉

【地域社会】

1) 安全・安心な地域づくり

今日の社会を考えると、地域には少子高齢化・人口減少・かつての新興住宅地の急速な高齢化、それに伴う空き家の増加、自治会を含む既存の団体の衰退、温暖化による火災、水害、地震等、不安は尽きないほどあります。今まで大きな災害を受けた地域の多くでは、日々の地域の人と人の繋がりの大切さが語られています。安全・安心な地域づくりはハード面だけでなく「人の関係性づくり」であるとも言えます。このことを踏まえ、他人事で終わらない地域づくりに次世代の担い手であるこどもも含め、みんなが取り組んでいく必要があります。今までの1年交替の地域自治に託すには限界があり、人づくりに関わる、「地域づくり協議会または委員会」等の設置については、教育機関のみではなく、様々な関係行政がネットワークを形成し、まちづくり全体の中で取り組みを進めていきます。

目標5 魅力と活力ある学校・園と地域づくり

【Keyword】：「社会に開かれた教育課程の推進」を軸とした地域と協働でコミュニティ・スクールの推進。（よく考え仲間と協働で主体的に行動するこどもが育てば、より豊かな地域や家庭が再生できます。）

【学校・園】

1) この仲間と、この地域にある、この学校・園で学べてよかったと思える学校・園づくり

主体的・創造的に生きていくための力を身に付け、他者と協働できる社会性を育てていくために、こどもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育環境や教育課程、学習スタイルを工夫するなど、魅力と活力ある学校づくりの推進が不可欠です。

学校は、全てのこどもが自律して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場です。同時にこどもたちの豊かな学びと成長を保障する場としての役割のみならず、地域コミュニティおよび防災の拠点として、地域の将来の担い手となる人材を育成する役割を果たしていけるよう取り組みを進めます。

2) 教職員の資質・能力の向上

教職員の資質能力の向上という名目で、県教委並びに町教委は各種の研修や講習を重ねています。基本的には、それぞれの学校・園の中で、各分野のリーダー的教員が、目の前のことどもたちの現実を共有しながら、各分野の具体的な教育の方向性を示し、共に行動・実践することでそれぞれの教員に力が着くものです。そのためには、リーダーである校長の専門性や経営力・運営マネジメント力や順次指導性による教師の資質・能力向上のチームづくりが問われています。また、各教育分野の専門的で研究心のある教職員の育成および、教科・領域の専門家の配置も今後視野に入れることも検討していきます。

【学校・園・地域社会】

1) 規範意識の醸成

規範意識の醸成は、こどものみでなく、大人の日々の生活ぶりもこどもたちに大きく影響しています。学校と家庭以外の大人に出会わないこどもたちにとって、地域学校協働活動等の事業を通じ、出会いから大人の素晴らしい生き様に出会う必要があります。ソーシャル・キャピタルの理念も含み、貴重な体験の機会である一度きりの人生をいかに有効に生きるのか、大人もこどもも、そうした生き様を共有していく時間を大切にしています。

2) コミュニティ・スクール(学校・園運営協議会)の積極的推進

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきているといった時代背景を踏まえた上で、新しい学習指導要領では資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理しています。

よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人々の強み・物的資源を有効に活用し、社会との連携および協働によ

り、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視しています。

学校全体でこどもや学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的・具体的行動目標の実現に必要な教育内容等の教科等横断的な視点での組立て、実施状況の評価と改善、必要な人的・物的体制の確保などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図ることとしています。また、各教科等の指導に当たっては、資質・能力が偏りなく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととしています。

幼・小・中学校の新学習指導要領の目標「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、カリキュラム・マネジメントの作成や地域との様々な取組の中で、こどもの学びを向上させる取り組みを進めていきます。

〈これからの社会に求められる力の共有〉

各校園の教育目標が、具体性を持ち、「具体的行動目標」に基づく「問題解決能力」の「批判的思考力」「協働的思考力」「創造的思考力」を育成し「自律の力」を、学校のみでなく、地域・家庭も含み共有し積み上げる取り組みを進めていきます。

目標6 家庭・地域社会の教育力の向上

【Keyword】：「協働」と「お互いさま」の中に生まれる「共助」の学び

【地域社会】

これからの社会で求められる力

「主体性」：目的・目標は何かを徹底して明確にし、それを満たすために何をするかを自分で考え、リスクを承知で行動することができる。

「協働」：目標を達成するために、それぞれの仲間の強みを生かし合う。

「問題解決力」：批判的思考力・創造的思考力・協働的思考力

「批判的思考力」
必要な情報を取り出し、いろいろな観点から考え、自分の考えを筋道を立てて説明するための思考力

「創造的思考力」
情報を繋いだり、別の場面に応用したりすることで、問題を見つけ新たな解決策を生み出す思考力

「協働的思考力」
他者との共通点・違いを理解し、合意を得たりして、人と一緒に物事を進めていくための思考力。

地域と共にある学校

Step1: 関わり合うネットワーク「体制」

Step2: お互い様の規範を高める「活動」

Step3: 信頼を深める「関係」

地域の学校
○「社会共有資産」
コモンズ(common)
○文化的・人的財産
○地域の子どもの育成

コモンズ(common)

「社会共有資産」
特定の人や団体が所有することなく誰でもが自由に利用でき、占有が許されない空間=ウエルビーイングの向上

今までの学校の価値観の変容
(子どもも大人も学びの場・地域の学びや防災の拠点)

地域と共にある学校

学校: これからの変化の激しい社会を豊かに生きる子どもを育てる
地域: 持続可能な地域づくりと次世代の地域の担い手を育てる

子どもとの関係性を高め、主体性・協働・創造性が高まる次代の担い手を育てる
地域の豊かなコミュニティと共助の地域づくりをめざす

地域のための学校
○「社会関係資本」への貢献
・互酬性(お互い様)の規範
・信頼
○地域の活性化
○緩やかな共同性

ソーシャルキャピタル(SocialCapital)
社会関係資本「信頼」「規範」「ネットワーク

地域による学校
○地域による教育
○目標す子ども像の共有

子どもとの関わりの中でリカレント教育(自己啓発)
地域のあるべき姿を共有し協働で地域の子どもを育てる

実質、家庭の教育力の向上においては、保護者とどのような取組が必要なのか熟議し、その取り組みの再構成が必要です。目標を具現化するマネジメントのあり方は、推進する側の責任で、今後においては、自己調整力を育成するための継続化や習慣化のマネジメントのあり方を工夫しながら「楽読書・活メディア」で考えていく必要があります。

〈学校・家庭・地域社会のめざす具体的行動目標を共有した上での連携・協働〉

コミュニティ・スクールの推進や地域学校協働活動を通じて、こどもたちのこれからの教育の方向性等を熟議し、PTA やこども育成会等の構造改革や実践できる具体的行動方策を思考するなどの取り組みを進めます。

〈青少年の健全育成の推進〉

青少年の健全育成は、地域社会全体の協力によって実現されるものであり、学校や家庭だけでなく、地域のボランティア団体や NPO などが重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、社会情勢が変化していく中で、こどもたちが直面する環境は複雑化・多様化しており、今一度青少年が自らの価値を認識し、多様な人々と協働し、青少年が持続可能な社会の担い手となれるよう地域社会全体で支援していく必要があります。

そのためには、今日の社会状況を踏まえた目標にこだわる組織として、再構築することに取り組みます。

1) 地域学校協働活動の推進

本町では地域学校協働活動を開始して3年が経過し、少しずつであるが、地域の取組が動き出しています。学校間格差の現状は、学校・園の方向性や方策をコントロールするリーダーの意識の向上や、地味な積み上げにあります。また、こどもたちが主体的に活動するためには、地域関係者の「当事者意識」や「こどもが主役」というこれまでとは異なった新たな指導理念が備わらなければ、日々の積み上げや達成感は得られません。

こどもへの支援や体験は地域学校協働活動においては大切ですが、学校運営協議会の熟議の中で、そうした体得の中でこどもが主役となる活動に移行するよう推進していきます。

*リカレント教育の推進（学び直し）

リカレント教育（学び直し）は、特別に取り組むものでなく、コミュニティ・スクール等の取組の中によって、こどもとの関わりの中で自己を問う学びを多く生み出すことができます。自己啓発や学び直しをすることは十分に可能です。教育機関および行政担当者がいかにこうした視点を思考し、学び直しの機会の創出を図ります。

2) 今後愛荘町で必要とされる様々な、取組やシステムの構築

* 地域教育・福祉NPOの推進（地域ボランティア集団・グループの育成）

経済力＝学力と言われるように、お金の問題だけでなく、家庭や地域の人間関係が豊かで「共助」の関係性が構築されている家庭ほど、こどもたちの学ぶ力は高いと言われています。また、家族の中でも大人と子どもの価値観の相違に悩む中でこどもたちは育っています。「お互いさま」の関係性の向上が大きなキーワードとなります。町においては、こうした自己実現をめざす集団やグループの発掘がまだまだ不十分であるため、全庁的な取組を進めます。

- *社会教育委員会が取り組む、「読書推進ネットワーク」のさらなる関係性の拡大
- *「町民企画講座」の関係参画者が自己実現できる、行政のファシリテート力の向上
- *「エデュケーション・アワード」の深化と発展
- *地域学校協働活動と町民企画講座等の自主的グループの関係性の強化
- *教室等の開催で終わらない地域化と自主継続を目指した「愛荘こどもの大学」、「愛荘町民文化祭実行委員会」の今後の展望 等

3) 生きづらさを感じるこどもたちや大人の居場所づくり

生きづらさを感じるのはこどものみならず、大人も含め孤立感を感じる人々は増加しています。このことは、希薄化してきた人間関係を代表する地域社会の大きな課題でもあります。今日の分野別行政の構成ではこのことは解決にくく、教育分野のみでなく前項の地域づくり、福祉分野等が協力し、地域の教育・福祉NPO等の集団およびグループ育成等

を図ります。

〈少年を見守り育てる体制の充実（見守りから将来は進路を切り開く取組へ）〉

令和6年度に、愛荘町少年センターを開設したところですが、これから進路が見えづらい多様化社会にもがくこどもたちの増加が予想されるため、少年センターをはじめ、こども家庭センター等を含む様々なネットワークシステムを構築し、監視・相談・居場所づくり・こどもたちの進路を切り開くネットワークづくりに取り組みます。

4) 地域活性化の推進（少子高齢化の大きな課題を乗り越える行政支援）

地域力の低下は、年々厳しさを増しています。教育分野だけで解決できる問題ではないが、まだ、気づけていない地域、気づいていても動けていない地域も多く、愛荘町のまちづくりが問われる実態です。愛荘町においては、「地域づくり委員会（仮称）」が設置されている自治会では、地域力向上に向けた方策の検討は進むかと思われますが、自治会運営のみに留まる自治会は前出の自治会とは格差が益々広がっていくことが懸念されることから、好事例の情報提供等の支援に努めます。

5) こども育成会の激減の課題解決

こども育成会の加入数は、こどもの減少とともに年々低下し、こどもたちがふるさと愛荘への愛着と誇りを醸成する機会の低下が懸念されます。こどもたちが、安心していきいきと学び、健やかに育つための環境づくりについて、家庭や地域を巻き込んだ取り組みが求められており、関係機関が連携し持続可能な仕組みとして地域全体で支える環境づくりの取り組みを進めます。

方向性3 人生100年 かがやき にぎわいのある学び

目標7 生涯学習2. 〇アクションプランの積極的推進

【Keyword】：地域やこどもたちの問題解決能力と自己啓発の向上

【学校・園・地域社会】

1) 生涯学習体系の充実

生涯学習は、多様化・高度化した人々の学習意欲・学習需要を背景に、各人の生涯にわたって、必要に応じ、適切な学習機会を設定し、教育のみならず福祉・生活・労働等の社会全ての諸分野における対応や方策、即ち問題解決能力やより良い生き方を備えるための学びです。

令和2（2020）年度からは、社会教育主事の資格取得に係る社会教育主事講習の修了証書を授与された者、または社会教育主事養成課程の修了者が、社会の多様な分野における学習活動でも広く活用されるよう、社会教育士と称することができるとして制度改正がなされています。

教員、事務職員、地域の社会教育リーダー等が社会教育士の資格を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校教育活動を行うことや、公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施することなど、様々な場面での活用を進め

ます。

学校外部の人材を活用していくに当たっては、学校現場に参画するために様々なルートを確保しつつ、学校側のニーズや学校で働くことを希望する者のニーズに対応して、最適なルートを今まで以上に活用しやすくすることで、多様な人材が参画できる柔軟な地域・学校組織を構築していくことに努めます。

2) みんなの活動がつながるまちづくり

「愛荘町生涯学習アクションプラン2.0」の目標は、生涯を通じて自己学習するだけでなく、人とのつながり、実践的な学び、地域社会全体で学びを循環させ、「学び方を学ぶ」より豊かな地域づくりや人間関係の形成を目指し、愛荘らしい地域づくり、人づくり、絆づくりの創造につなげる大切な理念です。

〈行動目標として〉

- *人・活動・学びをつなぐコーディネーターの育成
- *学校施設等の既存施設の利活用
- *デジタル技術などを活用した新しい生涯学習の創出

〈新たな学習機会の提供〉

- ・多様な価値観の社会の中で、一つひとつの学習機会を設定することは、困難であることから、様々な事業に内在させることにより、人が育つ取組を創造します。

〈社会教育施設の充実と環境整備〉

- ・年度末の予算時期に明記

〈人権啓発と学習の機会の拡充〉

- ・自己の生き方を問う学習およびまちづくりの啓発として人権問題を扱う取り組みを進めます。

〈国スポ・障スポ大会の啓発およびポスト国スポ・障スポの推進〉

- ・国スポ・障スポ大会開催を契機とし、本町の魅力創造と再発見につなげ郷土の学びの推進を図ります。

〈生涯スポーツの活動支援〉

- ・大人や子どもの運動能力の平均を捉えるのではなく、二極化の実態を明確にし、改善点や方向づけを示す。また、国スポ・障スポ終了後は、町の「スポーツ振興計画の策定」等、学校スポーツ、地域スポーツ（フォーマルスポーツの推進およびインフォーマルスポーツの推進、さらには福祉行政と連動し障がい者スポーツの推進）、小中学校の運動能力等の向上、中学校部活動の今後のあり方等の町のスポーツのあり方全体を具体的に再構築する取り組みを進めます。

目標8 まちじゅう読書の推進

【Keyword】：まちじゅう読書で人づくりと町民の語彙力・探究力の向上

【学校・園・社会】

1) まちじゅう読書の宣言の具現化と図書館機能の充実およびネットワークの充実

愛荘町まちじゅう読書の計画は、「愛荘町図書館計画」および「愛荘町こども読書活動推進計画」（第3次計画）、「愛荘町読書バリアフリー推進計画」で構成され、町立図書

館を主軸として、小学校図書指導員（学校司書）を配置し、子どもの読書を増加させ一定の成果を上げています。また、町立図書館ではおはなし会や古文書をよむ会、あたまいきいき音読教室など、様々な年齢層を対象とした講座を開催し、気軽に図書館に来ることができる環境づくりに努めています。

一方で、スマートフォンなど情報機器の普及が進み、文字・活字情報がない家庭が増加する中で、様々な情報から主体的に書籍・情報を選択し、自分の力で読み解くために読書ができる環境である図書館を整備することは、今後の愛荘町の発展に欠かすことはできません。また、図書館には図書情報の活用法や、情報機器の使い方や情報機器と図書情報の違いをふまえ、それぞれの活用法を提示することや、まちづくりの中心としての役割など、読書だけではない役割も求められています。

愛荘町ではこれまで、「愛荘町まちじゅう読書の宣言」に基づき読書推進活動を続けてきました。今後は、図書館のみでなく、様々な機関、団体、グループ等とコラボするとともに、読書活動と一緒に推進していただける町民とともに「まちじゅう読書」を進める取り組みを進めていきます。

読書には、語彙力を豊かにする効果もあります。語彙が豊かになれば、地域のコミュニケーションもまた豊かになります。「まちじゅう読書」によって、図書館利用者数の増加にとどまらず、さらなる読書による人づくり、人間関係づくり、地域づくりを目指していきます。

〈「減メディア・親読書」から「楽読書・活メディア」へ〉

今まで、「減メディア・親読書」の取り組みを進めてきましたが、情報技術の急速な発達とともに、どのようにメディアをコントロールし、活かしてゆくのかが求められています。一方で、「自ら学び、考え、行動する」には、受動的に情報を受け止めるメディアの活用だけではなく、自発的に、じっくり考える読書を進めることが大切です。

今後は、メディアの有効活用とメディアコントロールも含めた読書の必要性と、学びの多様化の中で、「楽読書・活メディア」として教育行政を推進していきます。

2) こども読書の推進・学校図書館の活性化

愛荘町では、「愛荘町こども読書活動推進計画」（第3次計画）に基づき、町の重点施策として「こども読書活動推進・学校図書館活性化事業」に取り組んできました。全国的にも数少ない取り組みとして、小学校の全学校図書館に図書指導員（学校司書）を朝8時から下校時まで毎日配置し、学校図書館の貸出冊数や利用件数を大幅に増加することができました。

今後は、町立図書館と学校との連携のみならず、ボランティアのみなさんや、学校運営協議会とも連携し、こども読書活動の推進を進めることができます。また、家庭での読書環境を整備するため、妊娠婦期から乳幼児期の家族ぐるみでの読書活動の推進を図ります。

3) 地域および団体・企業等の読書活動の推進

近年の情報技術の急速な発展により読書離れが指摘されていますが、本を読む習慣は、大人もこどもも重要な人づくりの1ページとして、大切にしたいところです。ブックスタ

一トから始まる人の本との出会いや学びをどのように推進するのか、教育分野だけではなく、福祉分野やまちづくり担当課を含め、町全体として地域および団体・企業等も参加する形での取り組みを進めます。

目標9 歴史・文化の継承と芸術文化の振興

【Keyword】：普遍的な歴史・文化の尊重と、これからの中社会に対応出来る新たな歴史や文化づくりに向けて

【学校・園・社会】

1) 歴史や文化の継承

愛荘町には、「依智泰氏」ゆかりの古墳群、湖東三山のひとつ金剛輪寺、中山道65番目の宿場・愛知川宿といった歴史文化が受け継がれています。こうした地域文化を次世代に継承し、地域資源を生かしたまちづくりにつなげていくことが大切です。

そのために、愛荘町の歴史文化を伝える埋蔵文化財や歴史的な資料を適切な環境で保存する環境整備やデジタルデータとしての収集に努めます。

2) 文化財の保存と活用

愛荘町には、びん細工手まりの製作技術など、豊かな地域文化を伝える多様な文化財が存在します。しかし、人口減少や高齢化、それに伴う家族形態の変化など、地域を取り巻く環境の変化や担い手不足などの問題によって、保存・継承が困難な状況となっています。その一方、まちづくりや地域活性化の観点から、文化財を活用したまちづくりをしようとする意識が高まりつつあります。

そのため、愛荘町の大切な文化財を次世代へ継承し、まちづくりに活かすため、「文化財保存活用地域計画」の策定作業に取り組み、文化財を活用したまちづくりを目指します。

3) 芸術・文化活動の振興〈芸術・文化の情報発信と若者を取り込んだ新たな創造〉

様々な視点で民主社会において、自己の表現力という側面は大切なものです。それらを尊重しつつ、異なった視点で、新たな芸術・文化が芽をだしていることも見逃してはいけません。また、それらの取組に対して既存の団体のみでなく、新たな創造力をかき立てる若者の参画も得て公平な扱いで芸術・文化の推進をしていくことも、次世代の文化や芸術を育てていく取り組みを進めます。

第3章 愛荘町教育行政事務の点検および評価

1. 趣旨

この、点検および評価は、平成 19 年 6 月に一部改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定に基づき、より効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民への説明責任を果たしていくことを目的として実施します。

2. 法令根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

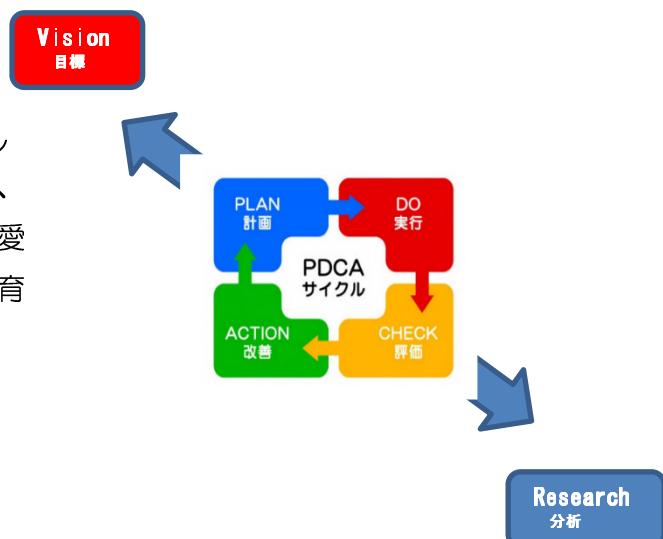
3. 実施内容

(1) 教育委員会が、教育に関する事務

* および執行状況を点検および評価し、
* 課題や今後の改善方法を RV-PDCAサイクル
により明らかにし、分析および目標を共有し、
各施策事業を推進するために、毎年度ごとに愛
荘町教育行政方針を策定し、より効果的な教育
行政の推進を図ります。

(2) 点検および評価の結果に関する

報告書を作成し、教育委員会定例会に
おいて議決するとともに議会に報告し
ます。また、報告書を公表することに
より、町民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図ります。



資料

○愛荘町総合教育会議設置要綱

平成27年6月30日

教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第1条の4第1項の規定に基づき、町長と愛荘町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題および目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、愛荘町総合教育会議(以下「会議」という。)を設置することに關し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項に関する協議および事務の調整等を行う。

- (1) 愛荘町の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下「大綱」という。)の策定
- (2) 愛荘町の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術および文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(組織)

第3条 会議は、町長および教育委員会(以下「構成員」という。)をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は町長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議の議長は、町長をもって充てる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、前条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有するものから、当該協議等に関する意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれのあると認めるときまたはその他公益上必要があると認める

ときは、非公開とすることができます。

(議事録の作成および公表)

第7条 町長は、会議の終了後、おおむね1ヶ月以内に議事録を作成し、これを公表する。

2 議事録の公表は、会議に出席した構成員および意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書きにより非公開とした部分を除き、愛荘町公式ホームページに掲示することにより行う。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、教育振興課とする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

= 構成員名簿 =

令和5年（2023年）度・令和6年（2024年）度 愛荘町総合教育会議

構成員	愛荘町	町長	有村 国知	
	愛荘町	副町長	杉本 甚次郎	令和5年度 中西 功
	愛荘町教育委員会	教育長	徳田 寿	
	愛荘町教育委員会	教育長職務代理者	森 秀明	
	愛荘町教育委員会	教育委員	中村 由香里	
	愛荘町教育委員会	教育委員	黒川 泰守	
	愛荘町教育委員会	教育委員	木津 知里	令和5年度 松浦 延代

事務局	愛荘町	政策監（総務）	生駒 秀嘉	
	愛荘町	政策監（福祉）	木村 美紀	
	教育委員会事務局	教育次長	陌間 秀介	令和5年度 上林 市治
	教育委員会事務局 教育振興課	課長	陌間 秀介	令和5年度 上林 市治
	教育委員会事務局 学校教育担当	課長	奥村 晃	
	教育委員会事務局 生涯学習課	課長	水谷 徹也	令和5年度 陌間 秀介
	図書館・びん手まり の館	館長	三浦 寛二	
	歴史文化博物館	館長	下村 今日子	
	給食センター	所長	中村 誠司	令和5年度 宮崎 淳
	教育委員会事務局 教育振興課	課長補佐	久保川 美晴	令和5年度 久保 泰代

○愛荘町教育振興基本計画策定委員会設置要綱

令和元年8月29日
教育委員会告示第 9号

(設置)

第1条 教育基本法第17条第2項に基づき、愛荘町における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、愛荘町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、第2次愛荘町総合計画及び愛荘町教育大綱に定める理念に基づき、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関する事項。
- (2) その他必要な事項に関する事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱または任命する。

- (1) 教育に関する学識経験者を有する者
- (2) 学校教育関係者の代表
- (3) 社会教育関係者の代表
- (4) スポーツ、文化団体等の関係者の代表
- (5) 前各号に定める者のほか、教育長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から基本計画の調査審議が終了する日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

(委員長、副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員のうちから教育長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表にする。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の会議は、教育長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否

同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育振興課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年9月1日から施行する。

= 委員名簿 =

令和6年（2024年）度 愛荘町教育振興基本計画策定委員会

1号委員	愛荘町生涯学習課（人権教育指導員）		高木 和久	元びわこ学院大学准教授
2号委員	郡小学校・中学校校長会	代表	田中 幹雄	秦荘西小学校長
	学校・園運営協議会	委員	連 美千代	
	町PTA連絡協議会	会長	川口 祐貴	秦荘西小学校PTA会長
	町給食センター運営委員	副委員長	北河 重治	秦荘中学校長
3号委員	町社会教育委員会	代表	北川 知栄子	
	町人権教育推進協議会	副会長	八木 佐登留	
	町青少年育成町民会議	委員	大辻 登代子	
4号委員	町文化協会	会長	寺本 了恵	
	町体育協会	理事長	高橋 健	
	町図書館協議会	委員	野村 仁美	
	町歴史文化博物館協議会	委員長	岡部 正治	
5号委員	町民生委員・児童委員会	主任児童委員	久保川 雅子	
	(社)町社会福祉協議会	事務局長	小杉 善範	
	企業・事業所	代表	中居 真和	丸中醤油株代表取締役
	小学校・中学校	教頭	渡辺 梢	愛知川東小学校教頭
事務局	教育委員会	教育長	徳田 寿	
	教育委員会事務局	教育次長	陌間 秀介	
	教育委員会事務局 教育振興課	課長	陌間 秀介	
	教育委員会事務局 教育振興課	学校教育担当課長	奥村 晃	
	教育委員会事務局 生涯学習課	課長	水谷 徹也	
	教育委員会事務局 愛知川公民館	館長	本田 有弘	
	教育委員会事務局 図書館・びんままりの館	館長	三浦 寛二	
	教育委員会事務局 歴史文化博物館	館長	下村 今日子	
	教育委員会事務局 給食センター	所長	中村 誠司	

= 用語解説・定義 =

あ行

用語	解説・定義
IoT (アイオーティ)	Internet of Things の略。コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体に通信機能を持たせ、インターネットに接続し相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。
ICT (アイシーティ)	情報通信技術。Information and Communication Technology の略。パソコンだけでなくスマートフォンやスマートスピーカーなど、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。
愛荘町総合計画	愛荘町が策定するすべての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置付けられ、行政運営の総合的な指針となる計画。
愛荘町みらい創生戦略	地域課題の総合的解決と魅力あふれる愛荘町のみらい創生を実現するため、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を示す計画。
アクティブ	積極的、能動的。
いじめ	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重などの強化、障がい者が精神的および身体的な能力などを可能な最大限度まで発展させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障がいのある者と障がいのない者が、共に学ぶ仕組。
AI (エーアイ)	Artificial Intelligence の略。人口知能
栄養教諭	児童・生徒の栄養の指導および管理をつかさどる教員。
SDGs (エスディ イーゼーブ)	持続可能な開発目標。2015 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（課題項目）」に掲げられた、国際的な開発目標のこと。
および	法令用語として使う場合は漢字。以外は（および）とひらがな表記とする。

か行

用語	解説・定義
外国語指導助手 (ALT エーエルティ)	Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

学習指導要領	全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準。教科書や時間割は、この要領をもとに作成した要領
学欲を育む学習活動	自らの学びに対して興味や関心を持ち、積極的に学ぶ意欲を引き出すための教育活動
カリキュラムマネジメント	学校の教育目標の実現に向けて、子どもや地域の実態を踏まえ、教育課程（カリキュラム）を編成・実施・評価し、改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。
GIGA(ギガ)スクール構想	Global and Innovation Gateway for All の略。「すべての子どもたちに、グローバルで革新的な入り口を」という意味。 一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する構想。
虐待	親または親に代わる保護者・養育者・その他子どもに関わる大人が、子どもに対して不適切な扱い（事故ではなく。暴力・放任・無視など）をして、子どもの健全な成長や発達をさまたげ、心身ともに傷つける行為。
キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい行き方を実践していくことを促す教育。
協働	異なる強みを持つ主体が、共通の目標のために、責任と役割を分担し、ともに汗をかいて、成果を共有すること
郷土読本「わたしたちの愛荘」	小学校3・4年生社会科と総合的な学習の時間に教科書の補助的教材として使用する愛荘町独自の図書。
グローバル	国際関係の変化や技術の進歩によって、社会的・経済的に国や地域を超えて世界規模でその結びつきが深まること。
「楽読書・活メディア」運動	読書の時間を楽しみ、メディアをうまく活用する運動
ゴール	長期的な期間の概念。
国スポーツ	国民体育大会（国体）から令和5（2023）年に名称変更される国民スポーツ大会の略称。日本で毎年開催されるスポーツの祭典。大会のあり方はスポーツ基本法で位置づけられており、日本スポーツ協会・文部科学省・開催都道府県の三者共催で実施。
コミュニティ・スクール	学校運営協議会制度。学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組み。

さ行

用語	解説・定義
施設の長寿命化	施設の機能や性能の劣化の有無や兆候・状態を把握し、劣化を予測した上で、計画的に適切な保全を行い、機能停止などを未然に防ぐ「予防安全」 財政負担の軽減・平準化への取組。
自尊感情	長所も短所もひっくるめて自分自身をかけがえのない存在と感じること。 (セルフェスティーム)
社会教育団体	法人であってもなくとも行政などの公の支配に属さない、自主・自立した団体で、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とした団体。
障害	法令用語、固有名詞として使う場合は漢字。以外は「障がい」と表記する。
生涯学習	人々が生涯に行う、あらゆる学習のこと。学校教育も社会教育も生涯学習の一部。
障スポ	全国障害者スポーツ大会の略称。第 56 回平成 13 (2001) 年の国民体育大会から設立された障害者のスポーツ大会。
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる態度や考え方。
食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。
人生 100 年時代	ロンドン・ビジネス・スクール教授のリングダ・グラットンとアンドリュー・スコットが「LIFE SHIFT (ライフシフト) 100 年時代の人生戦略」で提唱した言葉。
SC (スクールカウンセラー)	心理の専門的な知識・技術を活用し、児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談にあたり、関係機関と連携して必要な支援をするための心の専門家。
SSW (スクールソーシャルワーカー)	社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
セーフティネット	安全網 網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供する仕組みのこと。
全国学力・学習状況調査	義務教育の機会均などとその水準の維持向上の観点から、学力や学習状況を把握・分析するため、2007 年より全国の全小 6・中 3 を対象に行われる調査。
Society (ソサエティ) 5.0	人間中心の社会 (Society) は、狩猟社会 (Society1.0) に始まり、農耕社会 (Society2.0)、工業社会 (Society3.0)、情報社会 (Society4.0) と続き、超スマート社会として新たに (Society5.0) が提唱された。

た行

用語	解説・定義
ターゲット	短期間で達成したい具体的な成果。
地域学校協働活動	地域の住民や団体の参画を得て、子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動。
地域コミュニティ	消費、生産、労働、教育、衛生、医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会。
ちょう 超スマート社会	必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細やかに対応。あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な制約を乗り越え、活き活きと快適に暮らすことのできる社会。
テーマコミュニティ	主に地域社会などにおいて特定の地域課題をテーマとして集まった集団。
とう 等	法令用語、固有名詞として使う場合は漢字。以外は（など）とひらがな表記とする。

は行

用語	解説・定義
RV-PDCA（アールブイーピーディーキュー）	Research（分析）・Vision（目標）・Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）に基づき、分析および目標を共有し、各施策・事業を推進。単年度計画を策定し、重要性や緊急性を踏りながら事業推進し、各施策・事業に対する点検評価を行い、改善を踏りながら事業を進める手法。
ビックデータ	インターネットの普及や情報のデジタル化、IoT機器の増加などが進んだことで管理可能になった「有益な情報を得られる可能性がある多種多様な巨大な情報群」。
ひとりひとり 一人一人	「一人ひとり・ひとりひとり」どれを使っても定義はなく、間違いではない。文部科学省の用語例では常用漢字表にならない、「一人一人」と表記するよう決めており、公文書や公用文などでは「一人一人」と使うことが推奨されている。
ひんこん 貧困	食料や衣類など人間らしい生活の必要最低限条件の基準が満たされていない状態をいう絶対的貧困と国や社会、地域など一定の母数の大多数より貧しい状態である相対的貧困がある。
ざいく びん細工手まり	フラスコのようなガラス瓶の中に、その口よりも大きな、刺繍を施した手まりが入った装飾品。縁起物として飾られ、愛荘町に伝わる伝承工芸品。

ふとうこう 不登校	何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。
ハイトスピーチ	特定の国の出身者であることなどのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動などのこと。

ま行

用語	解説・定義
メディアリテラシー	情報活用能力、情報活用の実践力のこと。課題や目的に応じて情報手段を適切に活用することを含めて、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受けての状況などを踏まえて発信・伝達できる能力。

ら行

用語	解説・定義
ライフサイクル	生活環。一生が始まってから終わるまで。
ライフスタイル	社会的、経済的、文化的な条件のもとで示す生活の考え方、行動。
ライフステージ	人の一生における加齢にともなう変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階をいう。
ローカルコミュニティ	地域住民が生活している場所。あるいはそのような住民の集団。

わ行

ワークショップ	自主的に参加する体験型講習会 参加者全員で共同作業をしながら課題を解決していくこと。
ワークライフバランス	一人一人が自分の時間を、仕事とそれ以外で、どのような割合で分けているのか、どのようなバランスをしているのか、ということ。
Wi-Fi (ワイファイ)	無線で通信する端末がお互いに接続可能になる方式（規格）の名称。

= 学ぶ力を高める「あいしょうスタンダード」 =

4つのスローガン

まな ちから たか
学ぶ力を高める「あいしょうスタンダード」 愛荘町教育委員会

あ

まな じぶん
アクティブに、すんで学ぼう、自分から！

- まんじょう まな じぶん
文章や図から読み取ったり、友達と話し合ったりしながら、自分
の考えを広げたり深めたりしましょう。

い

いごこち がっこう
居心地のよいクラス、学校をつくろう！

- まごく まんじょう まな がっこう
美しい教室、思いやりあふれる言葉遣いで、居心地のよい学習
環境をみんなでつくっていきましょう。

しょ

しょうらい ゆめ む
将来の夢に向かって、こころざしをもとう！

- まきゅう まきゅう まな まきゅう
キャリアパスポートを使って、夢や志に向けた自分らしい学び、
よりよい生き方について考えていきましょう。

う

うちどく うちがく つづ がくりょく
家読、家学を続けて学力アップ！

- まきゅうじゅう まきゅうじゅう まな まきゅう
毎週水曜日はノーメディアデー。家族で読書の習慣を！
- まきゅうじゅう まきゅうじゅう まな まきゅう
小学校では「20分×学年」、中学校では2時間以上の家庭学習に
取り組みましょう。



幸せを運ぶ「あしょうさん」は、愛荘町のイメージキャラクターです。平和を願う永遠の5歳。この地域に古くから伝わる愛知川ひん工手まりを兜に仕立て、伝統工芸品である近江の麻に身を包み、特産品の山芋をあしらった刀を腰にぶら下げています。子ども好きなちょっとお茶目な男の子。



愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。

